

政策資料

No.261

《復刊156号》
1988年6月1日

巻頭言 小野信一1

〈特集 I〉 税制関係

- 国民合意の税制改革をすすめよう2
- 「抜本的税制改革」——10の疑問13
- 税制改革と今後の政局について17
- 政府税制調査会の「税制改革について
の中間答申」について（談話）19

〈資料〉

- 土地基本法を提案するにあたって34
- 土地基本法要綱策定への背景資料37
- 韓国の総選挙結果について（談話）45

〈特集 II〉 教育関係

- 臨教審関連六法案の問題点20
- 教育公務員特例法及び地方教育行政の
組織及び運営に関する法律の一部を改
正する法律案に対する反対討論28
- 「国立学校設置法一部改正案」本会議
での反対討論30

日本社会党政策審議会

言頭卷



二つの論文

小野信一

政策審議会副会長

すことができます。

いろいろの本や新聞から、たくさん
の教えや示唆をうけます。

その長い間に、今でも記憶に残
っているものとして上げれば、梅
棹忠夫先生の「文明の生態史観序
説」と、福田恒存先生の「平和論
の進め方についての疑問」の二つ

の論文です。梅棹論文は昭和二十九年『中央公
論』の一〇月号に掲ったものです。

その新鮮さに驚嘆しました。
その歴史観も又、新鮮でした。

私たちが見ていた世界と日本を
全く別の角度から見ていたので

気障な言い方ですが、知的興奮
を覚えたことを、今でも思いおこ
す。

日本は現状をもつて理想的な状
態だというつもりがないし、アン
バランスであることも承知してい
る。

「アメリカとの協調こそが、日本に
とって有利である」

「日本のような小国は、どうして
強大な国家と協力しなければなら
ない」

「何かを守るために戦争をも辞
さぬというその何かが無ければ、
平和そのものもまた守れない」

「基地の問題の根底には安保条約
がある。安保条約の根底には両陣
営の対立が横たわっている。ちょ
うど、と蘇の杯のように、小さな
杯は順次により大きな杯の上にの
つっている。」

「これだけのことが当時の私には

非常に新鮮だったのです。」

「今昔の感を深くします。」

「福田論文は別の意味で衝撃的で
ありました。」

「この論法は、事態を改善しよう
との意図は毛頭ない」

「昭和二九年一二月号の『中央公
論』に掲載された『平和論の進め
方についての疑問』という論文で

「この論文等に、われわれは適切
な反論を加えて、国民に、私ども

の平和論を納得して頂いているで
しょうか。」

「戦後の日本において、個人的エゴ
イズムを否定し去ったという事
は、戦時中に、その逆であった事
の单なる裏返しに過ぎません」

（おのしんいち・衆議院議員）

特集

I 税制関係

国民合意の税制改革をすすめよう

- 一九八八・四・一六
- 許せぬ政府税調「素案」——
- 1 国民に再び挑戦する竹下首相——政府税調
2 常に、「まず大型間接税ありき」の自民党
3 政府税調
4 理念の欠落と負担のみの先行
5 直間比率是正!! 大型間接税は「公平」か
6 不公平税制は是正されるのか
- 6 租税構造は果たして改善されるのか
7 密室・拙速の繰り返し
- 5 その他（間接税等）
4 法人税の基本税率等の見直し
3 資産課税の改革
2 個人所得課税の改革
1 財政運営・構造の改革と福祉社会の展望の確立

I 政府税調「素案」を総批判する

- (内 容)
- I 政府税調「素案」を総批判する
—「素案」のもつ七つの大欠陥—
- II 国民合意の税制改革の推進を
- 1 国民に再び挑戦する竹下首相——政府税調
2 常に、「まず大型間接税ありき」の自民党
3 政府税調
4 理念の欠落と負担のみの先行
5 直間比率是正!! 大型間接税は「公平」か
6 不公平税制は是正されるのか

- (はじめに)
- （税制改革の進め方）
（税制改革にあたっての原則）
（不公平税制の是正と税制改革の基本方針
—国民的議論のたたき台—）
- 1 不公平税制のは是正等
- 日本社会党
国民合意の税制改革をすすめよう
- 政府税調は、昨年一二月二十五日、竹下首相

から「長寿・福祉社会の維持のため所得・消費・資産の間でバランスのとれた税体系を構築すること」という諮詢を受け、答申作成の作業を急ピッチで進めてきた。この間、全国20カ所での第一次公聴会、「素案」にもとづく5カ所の第二次公聴会の開催など、大型間接税導入の世論作りに躍起となっている。政府税調は現在、答申のとりまとめ段階に至っており、五月中旬にも竹下首相に対して答申が行われる見通しである。

一方、自民党税調も、政府税調の作業に呼応する形で抜本税制改革についての検討作業を開き、三百余団体・業界からのヒアリングを行うなど、大型間接税の導入を中心とする税制改革問題は一つのヤマ場をむかえている。

わが党は、政府税調「素案」が発表された段階で基本的見解を示したところであるが、改めて「素案」に対する総括的批判を以下のとおり明らかにする。

1 国民に再び挑戦する竹下首相 ——政府税調

政府税調が「素案」で提起した、二類型三方式の消費課税は、いずれも大型間接税そのものであり、歴代自民党内閣の公約に明白に違反する。

大型間接税をめぐつては、①一九七九年一

二月の「一般消費税」(仮称)導入を否定した財政再建の国会決議、②「多段階、包括的、網羅的、普遍的で投網をかけるような大規模な消費税は導入しない」とした八五年二月の政府統一見解、③八六年六月の衆参同日選挙で「党員(自民党員)や国民の反対する大型間接税は導入しない」と言明した自民党選挙公約、という政府の国民に対する「三つの約束」が存在する。中曾根前首相はこの約束を詭弁をろうとして破ろうとしたため、「総理大臣のウソ」として国民の総批判にさらされ、売上税導入断念を余儀なくされたのである。

しかしに政府税調がこうした経緯をまったく無視し、自民党・竹下内閣の政治日程にあわせて大型間接税の導入を中心とする抜本的改革作業を拙速に進めることは、国会と国民を愚弄する以外のなものでもない。

しかも竹下首相はいざれの約束時においても、大蔵大臣、幹事長として責任を共有する立場にあつた。竹下内閣があくまで大型間接税の導入に固執するのであれば議会制民主主義、税制民主主義の原点に立ち返り、まず選挙で信を国民に問うべきである。

2 常に、「まず大型間接税ありき」 の自民党——政府税調

今日、各種世論調査に明らかなように、不公平税制のはじめとする税制の抜本的

改革は国民大多数の期待になつてゐる。しかるに政府税調「素案」は、大型間接税の導入を今回の税制改革の大前提におき、それを合理化・正当化することに汲々としている。

七九年の一般消費税においては「財政再建のための増税」が目的であつた。八七年の売上税は「減税のための財源確保」と説明された。今回の大型間接税については「抜本的税制改革の一環」とされている。常に、まず大型間接税ありきであり、しかもその目的は一貫せず、今回においてはまさに意味不明といえよう。

「素案」においては、①勤労者の所得上昇と平準化にもかかわらず、所得課税の累進度が高いこと、②課税所得の捕捉にアンバランスがあり、また資産所得課税が不十分なこと、③個別消費税にアンバランスが目立ち、対外摩擦を惹起していること、④法人税率が国際的にみて高く、企業の活力維持が困難になつていてこと、⑤直接税の増加にたいして間接税のウェイトが低下していること、などが指摘されているが、これらをただちに直間比率の見直し、大型間接税導入と結びつけることはまさに短絡としか言いようがない。しかも、大型間接税を除く税制改革の中身は不公平税制のはじめられるように、極めてあいまい、貧弱な提案となつてゐる。

3 理念の欠落と負担のみの先行

高齢化社会への対応、所得・資産・消費のバランス課税というが、そこには二一世紀を展望してどのような福祉社会システムの構築をめざすのか、そのためにはどのような税負担が必要なのか、という理念はまったくみあたらない。その結果、税制改革の全体像が極めて不明確となり、大型間接税導入の条件作りのみが目立つ。

例えば、直間比率にしても、日本の経済社会に適応した税制を構築し、その結果として測定される性格の問題では、竹下首相が歳相時代に再三、強調した点である。しかし「素案」では、あたかも直間比率の是正が自明の前提であるかのように扱われている。

また、「素案」は「望ましい税制の姿」について、課税の公平、中立、簡素の原則にそつて検討を進めてきたという。だが、望ましい税制とは、納税者・国民に信頼される公平な税制でなくてはならないのに、政府税調自身が税制改革のあり方を場当たり的に取り扱っている場合もみられる。

その典型が「望ましい税制の姿」として提起している二類型三方式の新しい方式の間接税である。政府税調は一昨年の一〇月の答申に際して、いわゆるEC型付加価値税は別と

して、一般消費税および取引高税の二タイプについて、いずれも「妥当でない」「適当でない」との理由で自ら排除した税制である。それが一年半も経たないのに「新しい、望ましい消費税」として生まれかわっている理由を政府税調は一言も説明していない。まさに御都合主義の税制改革にほかならない。

4 直間比率是正＝大型間接税は「公平」か

政府税調「素案」は、新しい方式の間接税の導入が「税制全体の負担の公平感を高める」という基本認識にたつていて。大型間接税の導入による直間比率の是正こそが、不公平是正につながるという短絡した考え方である。

政府税調はこの立場から大型間接税を採用する場合の「四つの検討基準」を設定した。それは、①消費に薄く、「公平に負担を求めるものであること、②簡素でわかりやすく、取引慣行にも配慮したものであること、③納税者、税務関係者の事務負担に配置したものであること、④産業経済に対し中立的であり、また国際摩擦を招かないものであること、などである。この検討基準には、売上税の挫折を教訓として中小企業者や流通業界の反対を抑え込む作ががありとみえる。

そして、選択されたのが、二類型三方式(①EC型付加価値税)インボイス方式、②一般

消費税ニアカウント方式、③取引高税)である。取引高税は多段階累積課税であるが、他の二つはどのように粉飾しようといずれも過去否定された一般消費税、売上税の並流である。

また三方式とも「四つの検討基準」をみたすものではなく、基準そのものに抵触するという矛盾を内包している。すなわち、取引高税は流通過程が長くなるほど税が累積する結果「薄く広く」に反し、また流通経路を短くする垂直的統合を促し産業経済に中立的でないという致命的欠陥を持つ。国際摩擦の観点からみても国境調整が難しい。一般消費税にも同じ欠点があるとともに、とくにこの方式では課税の転嫁がやりにくく「第二法人税、事業税」的な性格を強めざるをえないのである。こうした自己矛盾は、政府税調が財政当局の意向にそつて「初めに大型間接税ありき」とし、出発点において誤った選択をしたからにほかならない。

いずれの類型においても大型間接税の最大の欠点である逆進的課税の弊害は克服できず、物価引き上げなどにより、税の不公平感は一層深まるざるをえない。

(注)

竹下首相は三月一〇日の衆議院予算委員会で大

型間接税について、次の「六つの懸念」を指摘した。それは、①逆進的税体系になり所得再分配機能を弱める、②中堅所得層の不公平感を強める、

③所得税がかかる人に過重な負担を強いる、
④痛税感が少なく税率の引き上げを容易にできる、
⑤事業者の事務負担が極端に重くなる、
⑥物価を引き上げインフレを避けられない、などである。

この竹下答弁は政府税調の「四つの検討基準」と相互に関連しあっているが、二類型三方式の大型間接税がいずれも「六つの懸念」をクリアできることには明白である。実際に政府税調「素案」は「今回の税制改革が低所得者に対し、いわゆる逆進的な影響をもつものでないかとの国民の懸念があるので、これに対しては税制上のみなまず財政全体を通じ適切に対処するよう求めておきたい」として、事実上、逆進的課税を容認しているのである。大型間接税の導入が負担の公平感を高めるという政府税調の主張は、この一事をもつてしても全く虚構であることが立証されよう。

同時に、国民に対する「三つの約束」に照らし、「六つの懸念」とは政治家、宰相・竹下氏にとって国民に対するどのような性格の約束であるのか明確にされていない。

5 不公平税制は是正されるのか

政府税調における不公平税制の論議は、労働者の所得水準の上昇や平進化という仮定に立って、所得税を中心とする垂直的公平（所得再分配機能の確保）よりも、大型間接税の導入による水平的公平の確保を重点に検討が行われ、それが「素案」に凝縮し、基調となっている。しかし、所得の平進化については、近年、政府の宣伝とは反対に逆転現象が進んでおり、しかも資産を含めて考えると格

差は逆に拡大しているとさえ言える。しかも、資産課税や大企業に対する優遇税制は厳然と温存されており、それを容認している政府税調が水平的公平に税制改革の重点を移す資格などないと言える。

政府税調「素案」は、「負担の公平の確保」として、①有価証券譲渡益の原則課税、②社会保険診療報酬課税の特例見直し、③みなし法人課税のあり方についての検討、などを摘出していている。これは、給与所得者とその他の職種との間にある不公平感を解消する狙いがあるとみられるが、これでは不公平是正としては極めて不徹底である。

とくに株式のキャピタルゲイン課税については、一昨年の答申で「究極的に原則課税を志向すべきもの」として事実上、非課税扱いにしてきた経過からすると一步前進ではあるが、具体策は何ら示されていない。

また土地税制の強化に全く言及していないことは政府税調の税制改革に対する根本的な姿勢が問われるところである。水平的公平のみを強調し、株価高や地価暴騰による資産格差の拡大に目をつむる政府税調の姿勢は、結果として所得格差の拡大にしかつながらない。

不公平税制の最大の問題は法人課税に対する優遇措置にある。「素案」では配当軽課制度の段階的廃止のほか、課税ベースでは、①受

5 租税構造は果たして改善されるのか

政府税調「素案」は労働者の累進的な重税率を解消することを目標に、所得税、住民税の税率構造をフラット化させ、所得税は六段階（一〇～五〇%）、住民税は四段階（五～一五%）に簡素化することにしている。大蔵省試算によると、平年度で所得税一兆三〇〇〇億円、住民税三〇〇〇億円の減税規模になる。しかし、課税最低限を決める人的控除については、基礎控除、配偶者控除および扶養控除などの人的控除と配偶者特別控除のいずれを選択するかを決めかねており、極めてズサンな「素案」になつてている。それでながら最高税率を課税所得一五〇〇万円に引き下げ、高額所得者ほど減税の恩恵に浴することにな

る。

法人税減税についても同様である。政府税調「素案」は「国際的視点に立った法人税制の確立」を名目に、大企業などの基本税率を

現行の四二%から段階的に三七・五%まで引き下げるとしているが、中小企業を対象とする軽減税率は現行の三〇%から二八%へ引き下げにとどまる。中小企業の減税は大企業の半分以下であり、ここでも大企業優遇が目立つのである。しかも法人税一兆四七〇〇億円に見合う企業優遇税制の改革（課税ベースの拡大）による財源は減税額の半分にしかすぎず、結局は、大型間接税導入による大衆増税でカバーせざるをえないことになっていいる。

政府税調「素案」は、今回の税制改革は「全体としての税負担率の上昇は目指すことなく行われるものであること」を強調する。全体としては増税にしない、という意味あいであらうが、大型間接税の導入による増税規模と個人所得税、住民税、法人税などの減税規模が明確にならない限り、判断しあがなく、売上税において指摘されたのと同様に、仮に大蔵省が出発時において増減税同額の絵あわせを行っても数年を経ずして税率の引き上げで大増税が必至になることは明白である。法人税をはじめとする直接税に数多く存在するタックス・エロージョン（税の浸食状況）

を縮小し、課税ベースを拡大せずして、大型間接税という大衆消費課税に頼ることは税制の歪みや不公平を一層拡大させることとなる。

7 密室・拙速の繰り返し

昨年、国民の総批判を受け廃案となつた売上税の教訓に懲りず、今秋にも大型間接税法案を成立させようとする竹下首相とそれに加担する政府税調の姿勢は信じがたい。

売上税は何故廃案になつたのか。一般消費税に関する国会決議でも明らかなように、国民の理解と合意が得られなかつたからに他ならない。税制改革においては、何より国民の合意と理解が前提であり、拙速は絶対に避けなければならぬ。

また、国民一人当たりのG.N.P.が世界一と言われながら、国民の生活水準はどうか、地域経済や中小商工業者の経営は安定しているか、重大な問題が山積している今日、新たな大増税のみを先行させることを了とする納税者は皆無に等しいであろう。

まず、政府税調が経済、財政運営を改め、国民の生活水準向上のビジョンを明確に示し、そのもとでの国の予算のあり方の改善策を提案しないと納税に対する反発は強まる一方と言える。高齢化社会への対応についても年金・福祉・医療をはじめ付随する雇用・住

宅・教育などについて「二一世紀福祉日本総合計画」等を策定し、負担と給付の関係を明らかにすべきである。

そして税制においては国民は何より現在取られすぎている税金を返すこと（減税）と公平・公正（不公平税制の徹底是正）を求めている。これらを放置したまま、大蔵省・自民党・財界が主導し、政府税調がかいつらうて密室・拙速の議論で国民を大型間接税導入へと誘導しようとしても賢明な国民は売上税と同様の良識を明らかにするであろう。

II 国民合意の税制改 革の推進を

〔はじめに〕

1 政府・自民党は、抜本税制改革と称し、大平内閣当時の「一般消費税」（仮称）以来、いわゆる大型間接税導入の機会を窺ついている。しかし、税制の抜本改革といえば、即、大型間接税の導入＝直間比率の是正と断定するのは、まったく短絡しているといわざるをえない。また、改革の目的は何か、政府・自民党があたかも周知の事実であるかのように宣伝している前提からまず再検

討してみる必要がある。

2 政府・自民党は、大多数の国民が税に対しても不公平・不満を抱いているとし、税制の抜本改革の必要性を強調している。

しかし、国民が税に対しても不公平感をもつたのは、所得・資産の多寡に見合つて税負担がなされていないこと、所得形態間の負担にアンバランスが存在することなどを原因とした不公平感にある。

また、公的に行う必要がある福祉・教育など国民生活に密接にかかわる予算を削り込むような財政運営が継続されれば、納税に対する国民の反発感はますます強まらざるをえない。国民の税負担に対する不満を解消するには、国・地方を含めた財政全般にわたる改革が不可欠である。これを税制改革の是非を判断する上での第一の前提条件としなければならない。

3 さらに、財政運営の抜本的転換とともに、現行不公平税制の徹底的正による「不公平一掃宣言」を行う決意を明らかにすることが何よりも重要である。同時に、現行税制はその複雑怪奇さによって一般国民がその体系全体を把握することはほとんど不可能であり、まず、現行税制の簡素化、税負担の明確化が必要である。こうした観点からいえば法人税減税、金持ち優遇の累進構造の緩和を実現するための財源捻出を當

面の目的とした大型間接税の導入は公平の追求にまつたく逆行している。

4 わが党は、長寿社会に対応した福祉社会を構築するため、人間的生活を基礎に置いた公共サービスの見直し、その範囲の拡充を行ふとともに、国・地方の役割分担の見直し、補助金行政の改革、税源配分の抜本的改革等をめざし、広範な国民の声を結集し、国民合意の税制改革を推進していくことが必要である、と考える。

〔税制改革の進め方〕

1 一九八八年度中の法案成立、八九年度からの大型間接税導入という竹下内閣の思惑は絶対に認められない。税収等の状況を見れば、国民的合意もないまま、拙速に大型間接税を導入する必要などまったくない。

直間比率は正については、税負担の公平の推進、すなわち取りすぎの税金を国民に返し（八八年度における所得減税等の実施）、

不公平税制の是正を推進しながら前述の歳入歳出全体の洗い直しのなかで少なくとも三年間位の十分な時間をかけた全国民的な議論のもとで検討すべきである。

大型間接税の導入を强行しようとするな

ら、政府・自民党は衆議院を解散し、国民に信を問はず義務がある。政府・自民党は、厳守すべき国民に対する三つの公約に

拘束されるのである。すなわち「一般消費税」（仮称）を否定した七九年の「財政再建に関する国会決議」、八五年の大型間接税に関する政府統一見解、八六年の衆参同日選挙時の選挙公約である。

2 わが党は、国民の期待に応え、国民の合意をえられる税制改革を実現するために、拙速を避け、予断をもたずく、情報を徹底的に公開し、国民の意見を吸い上げるため税制改革の議論をやり直すべきである、と考える。政府税制調査会の審議や公聴会は、財政当局の思惑と形式ばかりが先行している。政府税制調査会の解散をも検討するとともに、国民各界各層の代表者、税財政の専門家からなる「税制改革国民会議」（仮称）を早急に設置し、議論を開始することを提唱する。こうした国民に開かれ、国民参加の舞台を設けることが国民の理解と合意を得られる税制改革の進め方である。

〔税制改革にあたつての原則〕

税制の抜本改革にあたり、次の三つの原則を提倡する。

1 不公平の是正——公平・公正の徹底的追求

税制改革は、現行の不公平税制の徹底的

是正が最優先である。そのため、所得税制、法人税制など制度全般にわたる改革を実施する。不公平是正の主なものとしては、(1)キャピタル・ゲイン課税の強化などや土地などの資産課税の強化、(2)総合課税の強化・徹底、(3)各種の税における特別措置の合理化、課税範囲の拡大、などがあげられる。

2 長寿・国際社会化の進展に向けた対応

二世紀にむけて、わが国の長寿社会の進行にともなう税負担のあり方、財政のあり方、国と地方との役割分担、分権化と税財源の配分のあり方などを国民生活の質を改め、向上させるために検討する必要がある。また、なし崩し的に進む国際化に追随するのではなく、創造的で共同的な人間労働の確立と自然生活環境を守ることを目的に、経済構造の転換を追求することが必要である。

3 信頼と合意の形成

国民の税制に対する信頼と合意は、前述のとおり、国民に開かれ、国民の参加のもとですすめる必要がある。「税制改革国民會議」(仮称)の設置はそのための手段であり、財界から労働組合、あるいは学者、農民、商工者、主婦、年金生活者まであらゆる階層の参加のもとに作られるべきであることを訴える。

また、その議論もただちに完全なものを目指すのではなく、当面必要かつ合意を得られるものから実施に移すべきであり、二段階、三段階の改革を三年、五年単位ですすめ、人口高齢化のピークに備えるべきである。

〔不公平税制のはじめと税制改革の基本方針——国民的議論のたたき台〕

税負担能力（担税力）に応じて税を納めるのが税の公平の原則であることは、誰しも認めるところであろう。いわゆる応能負担の原則が肝要である。もちろん地方税に見られるように、一定の応益負担の原則が取り入れられることもその性格から否定することはできないが、その場合においても歳出をも含めた公平のあり方が問われる。

しかし、消費に見合つて課税するという大型間接税の導入＝直間比率の見直しによる不公平のはじめはありえない。大型間接税は逆進的課税であることは紛れもない事実であり、政府は財政全体の中でその弊害は緩和できるかのようにいつているが、国民いじめの臨時行革路線を継続していたのでは不可能であり、一方において高額所得者の累進課税の緩和や大企業の法人税の減税を実施しようとしていることからも不公平の拡大となることは明らかである。また、個別消費税のはじめにも

以下、不公平税制は正を中心とした税制改革の基本方針の素案を示し、国民多数の議論と判断を仰ぎたい。

1 不公平税制のはじめ等

わが党が従来主張してきた不公平税制の課題については緊急にそのはじめをはかる必要があると考える。さらに、今日まで国民各界から不公平税制として指摘され、話題にされたことのあるテーマなどを広く網羅するが、それらを一つひとつ徹底的に検討を加えることが重要である。

(1) 当面緊急に取り組むべき課題

- ① 有価証券譲渡益
- 有価証券譲渡益については原則課税とする。課税に当たっては、あくまで総合課税をめざすが、捕捉の手段など（証券会社に対する売買報告の義務付け、プライバシー保護に抵触しない納税者番号制あるいは利用者カード制の導入など）早急に検討し、

ならない。新たな不公平が生ずるのである。奢侈品と日常的生活用品などが同率で課税されることはまさに不公平そのものである。

わが党は、経済、財政、社会の変容から生じる税制の歪み、税収確保等については、今後とも、公平確保の観点から適時見直していくべきであると考へる。

具休化すべきである。それに至る短期间の

当面の措置として、「みなし源泉分離課税」を二〇三%の税率で実施することも検討に

値するものと考える。有価証券譲渡益課税にともなう有価証券取引税の軽減について

は、法人は負担軽減の恩恵のみを蒙ることを考慮にいれ、経済環境の必要上、最小限にとどめる。

② 土地譲渡所得課税

土地の譲渡所得に対する課税強化は、緊急に実施しなければならない。無闇に土地譲渡課税を強化すれば、土地供給を妨げ、地価対策に逆行する、との批判もあるが、土地の供給は譲渡によらず、貸借によつて対処可能のことである。また、地価対策に当たつて、税制は補完的位置にあるが、税制を放置することはできず、適切に改める必要がある。そこで、次のような譲渡益の課税強化策等を講じる。

個人長期譲渡所得課税における二分の一総合課税の要件について、三〇〇〇万円以上（現行四〇〇〇万円以上）に引き下げる。

③ 土地購入資金の損金算入の縮減

赤字法人の土地購入資金の利子の損金算入の縮減、個人・法人の特定目的の土地の交換・譲渡の特例についても一部を圧縮する。

④ 長期・短期の譲渡区分を五年から一〇年に戻す

法人の土地取得による借入利子についての損金算入を制限する。

⑤ 資産再評価・土地増価税・開発利益還元税・富裕税の検討

地価の暴騰によって、大企業を中心にも莫大な含み資産が生じている。

簿価と地価の格差が急拡大しているわけである。この含み資産による信用拡大がマネー・ゲームにさらに拍車をかけている。また、個人間の資産格差拡大の指摘もある。したがつて、適切な税目を選択・新設し、資産課税強化策を早急に実施する。

⑥ 支払配当軽課制度

受取配当不算入割合を五〇%に圧縮する。この場合、法人支配関係（二五%以上）の株式所有）を除外する。

貸倒引当金の法定繰入率を実態に合わせるために、段階的に引き下げる（とし、初年度においては三五%圧縮する）。

⑦ 国際課税制度

二重課税を極力排除しつつ、国際化にもなう海外への不当な課税逃避に適切に対処する。具体的には、国外所得の割合の八〇%への圧縮、みなし税額控除制度の適正化、控除限度額を超える限度超過額、控除余裕額の繰越期間の二年への短縮、タックル・ハイブン濫用規制の強化等、を実施する。また、一括限度額方式から国別限度額方式への移行を検討する。

⑧ 利子・配当課税

利子・配当課税の総合課税化の見直し時期の前倒しをはかるとともに、当面、個人の受取配当の一〇%税額控除（一〇〇〇万円超五%）を二分の一に圧縮するなどの措置を講ずる。

⑨ 納税環境の整備

記録及び記帳義務の適正化に基づく総収入申告制度の確立、領収書発行の義務付けなどを検討するとともに、税務職員を増やし、実調率の引き上げをはかる。

⑩ 受取配当益金不算入制度

(2) 不公平税制として話題にされたことのある項目等

以下の項目は、今日まで国民の間で不公平

税制として話題にされたことのあるテーマであるが、これらは、慎重に議論し、検討を加えなければならない課題である。

① 賞与引当金制度

(諸外国では、賞与・退職給与引当金など

の負債性引当金は、企業会計上は計上されても、税務上は課税されている例が多い。賞与支払は損金とされている。この適正化については他の引当金制度との見合いで検討をする必要がある。)

② 退職給与引当金制度

(一律の累積限度額が定められ(期末退職

給与金の要支給額の四〇%)、保全措置もなま放置されており、結果的に企業利益の内部留保となつている場合がある。企業

年金制度の補完を目的に、外部拠出の年金制度の充実をはかる方が望ましいとの指摘もある。この制度について他の引当金制度との見合いで検討をする必要がある。)

③ 株式発行差金(プレミアム)非課税制度

(現行法人税法上、資本等取引は非課税とされており、その取引の中には「資本積立金額の増加または減少を生ずる取引」が含まれている。そして、資本積立金の一つに、

株式の発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額、すなわち株式発行差金が入っている。)

(3) 地方税における不公平是正

現在の税制においては国税よりも地方税においてより不公平が存在しており、その温存が個人住民税等の負担を重くし、かつ自治体財政を圧迫している。国税以上に地方税における不公平税制のは正は急務である。

また、個人住民税などは、過年度課税となつてあるが、所得税と同様、現年度課税を追求する。

④ 欠損法人の税負担のあり方

(費用の損金算入の見直し、欠損金の繰り延べ、繰り戻し還付制度の見直し、外形標準課税制度などの検討の必要性を指摘する声もある。)

⑤ 公益法人課税

(財団法人、社団法人、宗教法人などの公益法人については、その事業の社会的特殊性を踏まえ、本来の事業以外の収益事業の収益にのみ対して軽減税率で課税する等の特別措置が実施されている。)

⑥ 寄付金、交際費、宣伝・広告費、政治パーティーの収益

(基本的に非課税。特例的に課税されている。)

⑦ 社会保障診療報酬課税の特例措置

(社会保険医のみ実額経費と特例経費率の選択が認められる。)

⑧ みなし法人課税制度

(二重控除、所得の分割などの問題が指摘

② 国税の租税特別措置の遮断

前述のとおり、国税と地方税については若干、その性格を異にするにもかかわらず国税の大企業優遇措置がそのまま地方税においても適用され、地方税の非課税等特別措置と合わせるとその金額は八〇〇〇億円

備金がある。)

ともなっている。この改善が必要である。

③ 社会保険診療報酬非課税

国税においては、社会保険診療報酬については特別措置が設けられているが、地方税（個人事業所得課税）においては非課税となつており、地方税における不公平税制の代表とされている。

④ 特別土地保有税

一定面積以上の未利用地に対しては土地の有効利用促進の観点から特別土地保有税が課せられることとなつてゐるが、対象除外が多く、有効に機能していない。

⑤ 事業所税

県庁所在市であつても人口三〇万人以下の都市においては課税されない。課税対象団体の拡大は毎年、政府税調においても改善課題となつてゐる。

法人事業税における外形標準課税の併用大企業であつても名目的に赤字であるなら、多大な自治体行政サービスを受けながら法人均等割しか納めていかつたり、また、黒字法人においても少額の納税しか行つていなかつことを改善するため、一定の資本金以上の大企業に対してその支払賃金総額や利子・地代収入などに対する外形課税の導入が地方団体からも強く要望されており、サービス経済化の進行の実態からも必要視されている。

2 個人所得課税の改革

(1) 税率構造

総合課税の拡大を前提に、中低所得者層の負担累増感に配慮し、累進税率の緩和をはかる。所得税は最低税率一〇%（現行一〇・五%）から最高税率六〇%（現行六〇%）の六段階税率、個人住民税は最低税率五%）から最高税率一五%（現行一六%）の四段階税率に改める。高額所得者に対する累進課税を維持するため最高税率は引き下げない。

(2) 人的控除等の引き上げ

中低所得者層の負担軽減をはかるため、所得税・個人住民税とも人的控除等を大幅に引き上げ、課税最低限を引き上げる。また、住民税の控除額を所得税並にし、課税最低限の格差を解消するとともに、現年度課税化をはかる。

また、税負担のなお一層の公平を期するため、消失控除制度の導入も検討する。さらに、控除の引き上げによる物価調整制度を導入する。三年ごとに、もしくは一定率以上物価が上昇した場合に実施する。

特定支出の対象項目の拡大をはかるなど実効のある特定支出控除の実現、給与所得控除の控除率、最低控除額の引き上げなど給与所得控除制度の改善をはかる。

政策減税（一例）

① 内職所得者の課税最低限（現行四七万円）をパートと同額まで引き上げ、内職・パート

ト収入の課税最低限の引き上げをはかる。

② 退職所得控除の改善（勤続二五年未満）より二十五万円、同二〇年超一五〇万円をそれぞれ四〇万円、七〇万円に引き上げる）をはかる。

③ 住宅取得促進税制の拡充をはかるため、住宅ローン残高に対する控除率を現行の一%から二%に引き上げる等の措置を講ずる。また、家賃負担について、減税措置を実施する。

④ 財形貯蓄（年金・住宅）の非課税限度額を一〇〇〇万円（現行五〇〇万円）に引き上げる。

⑤ 文化・スポーツ減税を実施する。

※ なお、政策減税は、特別措置であり、必要最小限にとどめるべきである、との指摘がある。

3 資産課税の改革

(1) 相続税の改革

① 課税最低限の引き上げ
基礎控除を四〇〇〇万円に、法定相続人一人当たりの控除額も六〇〇万円にそれぞれ引き上げ、課税最低限（現行二〇〇〇万円十四〇〇万円×法定相続人数）の引き上

げを行う。最高税率（現行七五%）の引き下げは行わない。

遺産額のうち配偶者の法定相続分まで非課税とする（現行二分の一相当額）とともに、最低保障額四〇〇〇万円についても引き下げを実施する。

小規模宅地（二〇〇平方メートルまで）の課税の特例の減額割合（現行居住用三〇%、事業用四〇%）を各七五%、六〇%）に引き上げるとともに、配偶者の場合は、さらに減額する。

なお、法定相続人の数の増加を目的にした養子縁組、借入金による不動産取得等の相続税の節税策につき、公平確保の観点から適切な対策を講ずる。

② 固定資産税の改革

当面、固定資産税については、小規模住宅用地について、その税額を八七年度税額に例的的に据え置くとともに、都市計画税についても、固定資産税と同様に、小規模住宅地の特例をもうける。また、固定資産税の抜本的改革策として、使用目的、納稅者の種別（個人・法人）、所有面積に応じた不均一課税の実施など、その評価体系自体を土地税制全般の改革にあわせて検討し、実施する。

③ 講渡税・保有税等土地税制の簡素化・明瞭化

わが国の土地税制は譲渡税、取得税、保有税等複雑多岐にわたっており、その配分も国・地方を通じて合理的なものとなつてない。したがつて、抜本的な改革が必要であり、土地課税を保有（増価を含む）と譲渡の二体系とし、個人・法人に区分することとともに、用途別（住宅・農地・工業用・山林等）に標準税率を定める地方税とする

ことなどを検討する。

④ 法人税の基本税率等の見直し

前述した法人税の不必要的特別措置の改廃を行い、それによつて課税ベースの拡大をはかることを前提として、基本税率を四〇%（現行四二%）に引き下げる。また、中小法人の軽減税率を二五%（現行三〇%）に引き下げる。

5 その他（間接税等）

税負担の帰属がもつともあいまいで、逆進的な間接税を税制の柱に据えることは、本来望ましいことではない。痛税感がないまま、国民負担増がなされることは、財政当局に都合のよいことはあつても、国民の政治への参加意識をますます希薄化させる危険性があり、好ましいものではない。そこで当面は、現行個別消費税（間接税）の改革を「薄く広

く」課税する方式の間接税の導入によらず、まず、直接税における不公平の徹底是正、個別物品税における不公平是正及び時代に対応した改善を進めるとともに、法人課税においてもサービス経済化、国際化に的確に対応した課税体系を検討すべきである。

〔財政運営・構造の改革と福祉社会の展望の確立〕

二一世紀の長寿社会に展望を与えるため、財政再建最優先、国民生活抑圧・防衛費優遇、大企業の利益確保のための公共事業拡大という特徴をもつ財政運営から、福祉・教育などの充実にむけた予算編成、財政運営への転換をはかる。

1 防衛費の対G.N.P比一%枠厳守、防衛費の段階的削減、国際平和への貢献と社会保障制度等の充実にむけた予算編成方針を抜本的に転換する。

2 补助金行政の改革、福祉・教育・公共事業等国民生活関連施策の実施主体である地方自治体財政の充実・強化をはかる。

そのため、国庫補助・負担金の見直し、地方自主財源・地方税の充実、財政調整制度の強化（地方交付税算定税目の拡大・新設、交付税率の引き上げ）等を検討する。

3 税制改革は、現行税制の徹底的な是正をはかりながら、税に対する国民的不信をな

くすことが最大の狙いである。それは税負担の面では国民の負担を高めるものではなく、

「抜本的税制改革」――○の疑問

……政府税調「中間答申」に見られる重大問題点……

日本社会党政策審議会

現在の財政状況をみると、國債依存率の低下、特例國債発行からの脱却については、國民無視の臨調行革路線の推進と自然増収という名の源泉所得税を中心とした増税によって、政府の目標以上に改善が進んでいるが、それでも未だに国際残高の減額等については展望が開かれていない。國民の合意をえて、社会経済の改革、変貌に合わせて中長期的に、計画的に取り組んでいかなければならぬ課題である。

4 福祉の充実・強化に向けて、医療・年金を中心とした社会保障制度の抜本的改革をめざし、「二一世紀福祉日本総合計画」(仮

称) を策定する。それに伴い財政制度の改革、国・地方の役割分担(地方への大幅な税源移譲・新設を伴う)等の検討を行う。その長期展望に立ち、不公平の是正による税負担の公平化等を前提に、福祉社会に対応した税制の再構築、負担水準、税と社会保険料との負担割合等を検討する。

著にしている。しかも、自民党税調自体、未だにまとまらない状態にあり、税制改革は極めて不安定な状態のまま、大増税だけが浮上していると言つても過言ではない。

わが党がこれまで明らかにしてきた通り、政府税調、自民党税調の示す改革案はいずれも

ます大型間接税ありき”であり、しかも抜本的税制改革の重大な問題点が明確となつてきた。わたしたちは、竹下総理がすすめようとする抜本的税制改革について改めて重大な疑問点を指摘し、政府・自民党がこの国民等しき感じている疑問に対し、国民の前で徹底的な議論を行うべきと考える。

政府・自民党は、これまでなし崩し的に大型間接税導入の既成事実を積み上げようとしているが、わたしたちは彼等が疑問点について明確な解答を示さぬかぎり、抜本的改革論議に参加することはできない。

1 公約違反＝手順、進め方の決定的 な誤り

七九年の一般消費税は「財政再建のための増税」、八七年の売上税は「減税のための財源確保」、今回の大型間接税は抜本的税制改革

の一環」「高齢化社会における財源確保」として提起されている。政府・自民党はこの一〇年間、大型間接税創設のみに腐心しているといつても過言ではない。

しかも、その間、個別物品税の是正や所得税等の課税構造の改善、資産課税の適正化などには何ら手を付けていない。これでは、「まず大型間接税ありき」と批判されて当然である。なぜ、一貫して「まず大型間接税ありき」であるのか自らを振り返り、国民に証明すべきである。四〇年ぶりの大改革というが、四年間放置してきた責任を忘れてはいる。

しかも、七九年一二月の財政再建に関する国会決議、八五年二月の政府統一見解、八六年六月の衆参同日選挙における選挙公約は国民全体に対する「三つの公約」であり、この越えられぬハードルをむりやり飛び越そうとするのは税制改革に対する国民の理解と合意を得る努力を自ら放棄し、議会制民主主義に背を向ける姿勢に他ならない。

2 導入時だけ減税強調、あとは大増税に

政府は、年金、医療その他の公共料金など、国民負担の引き上げに際しては「負担と給付の公平化」を金科玉条の如く振り回してきた。しかし、高齢化社会への対応を理由とされている今回の大型間接税創設において国民に対

し、どのような医療、年金、福祉など社会保障給付、サービスを保障するのか何ら示されていない。政府の高齢化社会への政策的対応は、三年後、七年後が一つの節目であると自ら認めている。どんな商品か分からぬがお金を払ってくれたらそのうち届けます。国民の負担^{II}増税は今ただちに、というこの理屈を誰が納得するであろう。目標も理念も不明確な「抜本的税制改革」ではないか。

「高齢化社会における財源確保」というが、大蔵省が示した社会保障に関する「国庫負担の将来見通し」「仮定計算」においては、現在一二兆円の国庫負担が一二年後の二〇〇〇年にA推計で三〇兆円、B推計で二五兆円とされている。その内容は単に年金、医療等とされ、つまびらかでないが、大型間接税導入を「高齢化社会における財源確保」という限り、大型間接税の税率を二ヶタにせぬ限り財源は確保されない。政府・自民党は今回の改革においてレベニュー・ニュートラル（財政に中立^{II}増減税同額）をいつていよいよ真の理由はそこにある。

イション（物価調整減税）制度創設を一〇年来主張してきたが、政府は今日においても消極的である。名目所得は年々伸びるし、物価（教育、住居費等を含め）も上がるから各種控除、課税最低限を一時的に引き上げ、例え課税所得五〇〇万円以下の税率の刻みをフラットにしても大型消費税を導入すれば遠からず実質的増税になることは明白である。また、政府の考える所得減税においては高額所得者ほど減税幅は大きくなり、間接税のもつ逆進性を入れれば、非納税者、低所得者にとってはただちに増税、中所得階層も二、三年後には増税となる。昨年は民間から所得七五〇万円以下にとつては増税となることが暴露されたが、政府・自民党は抜本税制改革の当面及び中長期的なシミュレーションを明らかにすべきである。

昨年の売上税においては年間収入一〇分位階級区分の第一分位（年収一七八万円）、すなわち非課税所得者においてもその負担額は年間約五万円、負担率3%とされた。中堅所得階層である第六分位（年収五一〇万円）では間接税負担は大型間接税の立上り時点で一〇・五万円となる。一方で政府税調や自民党税調がいう減税案では年収五〇〇万円で税率構造の改善で約二万円減税、人的控除を一律五万円引き上げても約七万円減税である。高額所得者にとっては確かに大幅減税であるが、政

3 果たして真の「減税」なのか

政府は大幅減税を強調するが、もともと税の取りすぎは明らかであり、政府・自民党が言う大幅減税は取りすぎてきた税を還付することに過ぎない。わたしたちは、インデクセ

府・自民党がいつてきた「中堅所得層中心とした減税」はまったく幻想にすぎないことが明らかになつてきている。とくに、非課税所得者に大増税、しかも電気、ガスからはじめ生活基盤消費における大増税は政府・自民党案では不可避である。

4 誰もが感じる「不公平」にはろくに手がつけられない

金持ちも低所得者も公平に税負担を、として間接税を唱つているのに、なぜ誰もが不公平と指摘する優偶税制に手を付けないのであるか。大型間接税の姿だけが次第に鮮明となり、キャピタル・ゲイン課税等はいまだに不透明のまま。しかも、当初予定の賞与引当金等の廃止などは既に見送りが確定的となつてゐる。土地税制も企業などの土地譲渡所得に対する対策は近年、緩和措置ばかり目につく。社会保険診療報酬や政治家のパーティーはどうなるのか。国税に隠れて地方税は不公平の温床とも言えるが、これをどうするのか。

政府税調は六項目の検討課題を上げているが、それらはすべてあいまいに終わろうとしている。キャピタル・ゲイン課税すら原則課税の方法が確認されたのみで具体的なことはすべて「検討」されたといふのである。国民の圧倒的な声からも当面はただちに分離課税方式でも採用し、一年後にはカード方式に

よる総合課税に移行させるのは当然である。土地についても法人の土地取得に係る借入金利子の損金参入制限などは細かい問題であり、ヨーロッパ諸国のようになぜ土地保有課税を含めて抜本的改革をめざさぬのか理解に苦しむ。

放置してきた不公平税制「一掃宣言」をしてから、改革を提案すべきと考える。すべての会派による不公平税制是正に絞った公開討論を実施するべきであり、新行革審で土地制度について議論していくことを考えると政府・自民党の姿勢は矛盾の極致である。

5 法人税減税の財源に大衆課税

法人税減税の規模は約一兆四七〇〇億円を考えるとされているが、一方において企業税制の改革が実施されそうなのは支払配当課税制度の適正化、受取配当益金不算入の是正などに過ぎない。その増税額を試算すると約七〇〇〇億円にも満たないのは明らかであり、不足財源を大型間接税導入で埋めようとしていることは明白である。政府・自民党は、野党三会派の八八年度減税要求に係る不公平税制は正九項目に様々なクレームをつけたが、その実態は、やる気がないの一言に尽きる。

政府税調は、「中間答申」において「売上税をめぐる反省」として「広く消費一般に負担を求める間接税は、それ自体我が国では経験が

6 大企業は減税、中小商工業者には新たな負担

法人税の基本税率を三七・五%まで四・五%引き下げるとしているが、中小法人に対しては三〇%から二八%へ二%しか引き下げない。しかも、大型間接税や納稅事務で中小商工業者は新たな負担を強いられ、小売店、商店ほど価格転嫁が困難なことは昨年の売上税からも明らかである。大企業の六割近くが赤字法人と認定され、海外進出としては「節税」している事実を追認し、中小商工業者や市民の生協活動にまで課税しようという政府・自民党の「不公平」感覚は、信じがたい倒錯したものといえる。昨年も法人税の税率を三月に一・二%引き下げ、引当金等の是正はうやむやにされた。国際化への対応と言ひながらこんなことが国際社会に通用するのであるうか。

政府・自民党は、簡易課税方式を強調するが、簡易課税や軽減税率自体が大型間接税のもつ矛盾を露呈するものであり、それによつ

て中小商工業者の負担が解消するわけではな
い。

7 解消されない「六つの懸念」

逆進性、不公平感拡大、非課税世帯の重負
担、税率引き上げ、納税コスト増、物価上昇
は大型間接税のもつ基本的性格である。これ
を「六つの懸念」などといつて竹下総理
の税制に対する見識を疑わざるをえない。懸
念をもつがやるというのか、懸念があるから
やらないというのか。本来、「懸念」ではなく、
「根幹的矛盾」であるものをごまかそうという
姿勢では抜本的税制改革の第一歩から正道を
踏み外していると言われよう。

逆進性ひとつをとっても非納税者に年間最
低五万円もの新たな負担をもたらし、乳児か
らお年寄りまでその生活すべてに課税する大
型間接税の性格が解消されるすべはない。非
課税所得者の税負担率が三%で年収一二〇〇
万円以上の高額所得者（年間収入階級区分に
よる一〇分位）の負担率が約一・五%という
矛盾は、税制における新たな、おおいなる不
公平の誕生に他ならない。

8 国の予算の無駄使いはどうして くれる

大型間接税で財政収入の安定確保とい
うが、何に使われるのか。福祉の総合ビジョン

が欠落していることは既に指摘したが、防衛
費の年々の突出ぶりなど、国民生活からみて
到底容認しがたい予算の使われ方が行なわれ
ている。地域経済が停滞し、地場中小企業が
倒産続出し、失業が増大した時、政府が実施
したのは財政援助ではなく、補助金カットに
よる財政締めつけであり、医療保険料、年金
掛け金、老人ホーム入所料は軒並み跳ね上が
っている。しかも、中央官庁は繩張り確保を
図り、天下りすら一向に是正されない。公共
事業も相変わらず大手土建業者が潤い、地域住
民生活や地元業者は後に追いやられている。
こんな状態で増税をいつてもどこの国民が賛
成するだろうか。

一九八二年度と八八年度における一般会計
歳出の構成比をみると、防衛関係費は五・二
%から六・五%へと大幅に拡大し、社会保障
関係費は一八・三%と横バイ、文教・科学振
興は九・八から八・六へ減少、公共事業も一
三四から一〇・七へと転落している。政府・
自民党は新中期防を策定するとされている
が、その規模が二〇兆円を超えることは確実
である。こうした国民生活とのかい離を深め
る予算を何ら改革せず、税収増のみを図ろう
とする姿勢は許されない。

9 日本社会の「将来設計」がまつた くない

10 八八年度減税は、どうするのか

既に三月三〇日、四月一二日の与野党国对
委員長会談、政策担当者協議の「合意」で八
八年度において所得税等の減税実施が政府・
自民党のいう「抜本的税制改革」と切り離し
て行なうことが約束されている。しかし、最近、
政府・自民党は、これをからめて減税と大型
間接税抱き合せで処理することを露骨に表
明はじめ、減税額の定量化、今国会中の法

高齢化社会への対応、国際化への対応とい
うが、その具体的なビジョンは何もない。福
祉・年金・医療の総合システムの確立もない、
多極分散をいうが分権・自治、国土の均衡發
展の基盤となる国と地方の税財政配分の改革
も何ら示されていない有様である。中
長期の日本経済の目標をどこにおくのか、わ
が党は国民一人当たりGNP世界一位に相応し
い国民の生活水準を築くべきと考えるが、政
府・自民党においてはそうした経済の目標も
理念もなく、単に税収増の必要性のみを強調
するにとどまっている。国際化というが、真
の国際化とは平和を追求する国際協調・データ
ントに日本がどのような積極的な役割を果た
し、世界に誇れる高齢化社会における福祉シ
ステムをいかに確立するかという視点はまつ
たくない。抜本的税制改革・大型間接税創設
のみが独り歩きしている状態と言える。

案処理をもあいまいにし、時間切れを狙つて

いる。昨年の所得減税と売上税、マル優廃止

抱き合せ論と同様、今年も空手形を切り、

いざとなつたら増税と抱き合せというよう

な国民をペテンにかけるような手法を用いる

なら、政治、国会、政府に対する国民の信頼

が崩壊することは明らかであり、これは野党

を政治的にこまかすという以上の深刻な問題

である。八八年度減税の約束の誠実な履行は、

国民の理解と合意を前提とした税制改革の一

ハーダルといえる。

(おわりに)

まず大型間接税ありきの税制改革議論、素案も示さぬ税制公聴会、こんな議論を繰り返す政府税調、自民党税調がつくった税制改革案に国民が理解を示し、合意するだろうか。

政府・自民党の年金・医療改革自体が三年後、七年後を射程においており、時間はまだまだあるとするのは当然であり、もつと国民の直接参加で時間をかけて議論すべきである。税制改革は国民全体の問題なのだから「国民投票制度」を整備し、その第一回目の投票として位置付けても良いのではないか。一〇年も大型間接税ばかりに固執し、永年、不公平税制を放置してきた政府税調、自民党税調はいつたん解散すべきだ、というのは国民党大多数の声ではないだろうか。

政府税調「中間答申」、自民党税調「基本方針(案)」において抜本的税制改革の重大問題

が明らかになった以上、税制改革は第一歩から出直すのが当然である。

一九八八・四・一六 於福岡

税制改革と今後の政局について(談話)

日本社会党中央執行委員長

土 井 たか子

一、予算が成立したことで政府は急ピッチで大型間接税導入の作業と宣伝を行つてゐる。政府・自民党税調が、政府公約や国会無視で既成事実づくり、世論づくりをする

ことは容認できない。政府税調は四月末にも「答申」を予定し、自民党税調は五月中に結論を予定して「大綱をつくり、それを

うけて政府は法案化作業を行い、臨時国会を開する。今後の政局の中心は税制改革であり、それは厳しく竹下内閣の存立を問うものとなるであろう。

二、私はここに改めて税制改革についての四つの基本要求を強調したい。その第一は、国会決議、政府公約、選挙公約を守ることである。政府税調は「素案」で三タイプの新型間接税を提起しているが、どの案を採用しようともそれは大型間接税そのものであり、公約違反そのものである。しかも、自民党税調がやっている内容では具体化がすすむほどに反対が高まるであろう。今国会提案などはとても無理であり、竹下首相の期待するようには絶対に進まないと思ふ。われわれは公約違反と内容の問題点、矛盾を厳しく追及し、幅広い国民運動を展開することとはできない。大型間接税導入

を前提とした臨時国会をやろうとするなら、國民に信を問うことを断固として要求する。政府が提案しようとしている抜本税制

改革案は、國民に二度にわたって否定された内容であり、最近の世論調査でも強く國民の反対と抗議に直面することは明らかだ。第二は徹底的な不公平是正であり、第三は軍事予算拡大をやめることをはじめとする財政洗い直し、そして第四には中長期の福祉政策の展望を抜きにした増税先行は無責任であり、認められないという点である。当然のこととして少なくとも三年間、六五年までの国民的な討議を求める。この秋に大型間接税を強行する理由も必要もない。

三、六三年度減税問題については与野党の合意をみている。それは言うまでもなく大型間接税抜きの減税合意である。与野党国会対策委員長会談の合意通りに、抜本改革と明確に分離して今会期中に減税法案の処理を行うよう強く要求していく。自民党の一部の意見のようによると、抜本改革と一緒に行なうべき策謀は、税制論議を混乱させるものであり、絶対に容認できない。このような動きについて厳しく竹下首相の見識と責任を問いたい。公党間の約束が守られない、といふようなことがあるとするならば、それは議会制民主主義の否定につながり、

臨時国会を招集しようとしても整然たる論議はできないことを竹下首相に強く警告する。

四、政府自民党は不公平是正についてあまりにも消極的であり、矯小化している。税制に関する全ての世論調査に共通して「まず不公平是正を」の要求は國民の大多数の声であり、これをなおざりにした税制改革が國民合意を得ることはありえない。國民要求に応えて「不公平一掃宣言」をめざして徹底的に努力すべきであり、これを政府自民党に強く要求していく。私は各階各層から指摘されている二十数項目の税目の改革のために真剣な検討を行い、税に対する國民の信頼をとりもどすことが税制改革の不可欠な前提だと思う。それを欠いた「答申」や「大綱」などは國民が承認しないであろう。このような立場から自民党にたいして、不公平は正の課題にしほつて、すべての会派の税制専門家、代表による公開の討論を開催するよう要求する。自民党は秋に強行するという態度をやめ、このような論議をふまえて、充分な時間をかけて國民合意の努力をするべきである。不公平是正是國民的要求であり、この提案について他の野党の皆さんにも賛同いただけると思う。

五、税制改革という大きな國民的課題と今後の国会、政局を考えると、野党共闘は極めて重要であり、それをますます強化していただきたい。そのために野党第一党としての責任を、誠実かつ積極的に果たしていただきたい。

國民の期待に応えることは野党共同の責任であり、それを政策、国会対策の両面で果たしていかなければならぬと思う。強力な野党共闘と労組・経済界などを幅広く結集し、國民の力で売上税を廃案に追い込んだ昨年の一〇八国会の経験を今日の局面でさらに展開させていきたい。



政府税制調査会の「税制改革について（談話）の中間答申」について

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、政府税制調査会の本日の答申は、シャウプ以来の四〇年ぶりの税制大改革であるにかかわらず、「新しい方式の間接税」と称する重大な「公約違反」の大規模間接税の導入が優先目標で、それだけが先行している。

さらに、抜本的税制改革は、中長期の社会全体の設計にかかわる問題だが、改革の理念も目標も全く明らかにされていない。大型減税や税負担の公平化を言うのも全ては大型間接税導入のための手段であり、不公平税制の是正それ 자체は実際上、二の次の課題とされている。こうした態度は、国民の理解しえないことである。しかも多くの点で対立意見の並列的列挙、定性的見解の陳述にとどまつており、結論をあいまいにしている。最終内容は自民党政策調査会にあづけるという全く主体性のない態度をと

り、自民党政策調査の露払いの役割に堕しているのである。

一、国民世論にも明らかなように、税制改革の第一歩は不公平税制の徹底的是正によって税に対する国民の信頼を確立することであるにもかかわらず、それが極めてなげざ

りにされたままである。株式譲渡益課税については原則課税への移行が指摘されながらも、その内容はあいまいで、土地税制改革も全く不十分で、資産課税についてもほとんど放置されたままである。国民各層から不公平であると指摘された項目について、一つひとつ真剣に洗い直すべきである。また、「新しい方式の間接税」を取り上げるのであれば、少なくとも竹下首相が国会で明らかにした「六つの懸念」への対応策を具体的に示さなければならぬ。

一、政府・自民党政策調査会は、大平内閣以来の再三に

一、答申の内容は、多くの内容と欠陥を含んでいる。すなわち、税率の累進性の緩和と人材控除の引き上げによる大型所得減税を強調しているが、本当に一般の給与所得者の、とくに中低所得者の負担軽減になるのか疑わしい。政府・与党の首脳が、高齢化の進展や外交・防衛、研究投資などに対する財政負担の増大を指摘していること、さらには財政状況などを考慮すれば、減税を賄う財源の確保、そして将来的には大増税を考えられていることは明らかである。それを逆進的課税である大型間接税の増税で行なえば、中低所得者の負担は増え、金持ち優遇の減税に帰結しよう。政府税調は税制改革にともなう税負担の変更についてもつと真剣に検討し、国民の前に明らかにすべきである。

また、今回の改革で企業の税負担、とりわけ大企業の税負担を大幅に引き下げようとしているが、それを各種特別措置の見直しによる法人税の課税ベースの拡大の範囲内で行なうのが適切であるにもかかわらず、大型間接税+大衆増税によって法人税減税を行なおうとしている。また、中小法人の税率引下げ幅よりも大企業の引き下げ幅がはるかに大きいなど、法人税の改革は到底容認できるものではない。

わたる公約を反故にし、この秋に大型間接税を強行するためには二既成事実を作り上げようとしている。今回の政府税調答申はそれに全面的に協力するものであり、強く抗議する。大型間接税の導入を拙速に、

急いで行なう必要は、自民党に都合のよい政治的理由以外に何もない。わが党は、徹底的な不公平是正、軍事費削減など財政の運営の転換、二一世紀への福祉日本総合計画の策定を前提に三年間の国民的討議を行

特集

II 教育

関係

臨教審関連六法案の問題点

——その内容と解説——

日本社会党・護憲共同文教部会

1 「教育公務員条例法 及び地方教育行政の 組織及び運営に関する 法律の一部を改正 する法律案」

(法案の要旨)

① 国立・公立の小・中・高・盲・聾・養護及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師に対しても、採用の日から一年間の初任者研修を義務づける。② 新任教員の条件付き採用期間六ヶ月とする。法改正(教育公務員条例法の改正)して、一

年に延長する。③ 政令指定都市を除く市町村教育委員会が初任者研修を行なう場合、当該学校に非常勤講師を勤務させる必要があるときは、都道府県教育委員会に非常勤講師の派遣を求めることができるものとする。派遣職員は市町村職員の身分を併せ持ち、報酬・費用は都道府県の負担とする。⑤ 幼稚園・盲・聾・養護学校の幼稚部の教員に採用された者については、「当分の間」初任者研修とは異なる研修を実施し、条件付採用期間も当分の間、従前通りとする。⑥ 初任者研修について、昭和六四年度から六六年度までの各年度においては、教諭等の採用数の推移その他の事情を考慮し、政令で指定する学校の教諭等に対

なうよう強く要求する。これに反して、竹下内閣が大型間接税の導入を強行しようとなれば、広範な国民の反対と野党共闘によつてその思惑は必ずや挫折するであろう。

して実施しないことができる。

(法案提出の経緯)

初任者研修制度の導入は長年の政府・自民党の教員政策の懸案事項でありながら反対が強く実施できなかったものであって、臨教審答申で初めて取り上げられたものではありません。

一九五八年の中教審（中央教育審議会）答申は、教員採用に当つて「仮採用制度」を設け、「一定の勤務期間、所定の実習、研修」を義務づけることを提案し、それを受け文部省の教員養成審議会はその「建議」の中で「教員免許に関する国家基準」を設け、「試補制度の設置」を図ることを提言しました。七一年の教員養成審議会はその「建議」の中で「教員免許に関する国家基準」を設け、「試補制度の設置」を図ることを提言しました。七一年の教員養成審議会は、新任教員が「特別な身分において一年程度の期間任命権者の計画のもとに実地修練を行なわせ、その成績によつて教諭に採用する制度を検討する」として「試補制度」の導入を主張しました。

七〇年代末から八〇年代に入ると、自民党からの教科書攻撃にみられる「戦後教育の見直し」の動きが活発化しました。競争原理による選別は「校内暴力」などに示される教育荒廃を社会問題化させましたが、自民党や財界は、教育が悪いのは「教科書が悪い」「教師が悪い」せいで、との主張を展開しました。八三年自民党文教制度調査会・文教部会は、

試補制度の代わりに「新任教員等に対し、適切な指導ができるよう、退職教員等経験のたかな者をもつて充てるアドバイザーリームの導入を検討すべき」だとしました。

臨教審は、第二次答申（八八年四月）で「初任者研修制度」を答申の目玉として打ち出しました。臨教審の議論では「問題教師の処分」問題と関連してなされました。これを強く主張したのが、有田第三部会長です。第三部会の案は、条件付き任用期間を六ヶ月から一年に延長するとともに、一年間の研修のあと、「教職適格審査会」にかけるというものでした。しかし、この部会原案の審査会は答申では消え、都道府県教育委員会が「適格性を欠く教員への対応」のための諮問機関を置くことができるとなったのです。

臨教審答申は「試補制度」にまでは踏み切れませんでしたが、条件付き採用期間の一年間への延長と併せ考えれば、実質的な試補制度と言えると思います。

* 答申を受けた文部省は、八七年度から各地で初任者研修の「试行」を実施していますが、その問題点が具体的に現われてきています。

イ、新任教員を配置した学校に対しては、特別の指導教員を含め学校全体としての協同的な指導体制を確立することが肝要である。
ウ、この制度の導入に伴い、教員の条件付採用期間を六ヶ月から一年に延長する。』

(主な問題点)

* 新任教員の魅力は、そのみずみずしい個性と若さに溢れたエネルギーです。新任教員に対してこども達が感じるのは、授業の技術が未熟でも一所懸命に訴えようとする姿勢です。
ところが一年間も指導教員のもとで「研修」を受けるとなると、単なる教員技術が優先され、ひとつつの雰囲気にはめられた教師ができ上がる危険性が極めて大きいといわなければなりません。これでは教師の個性は損われ、臨教審のいう「個性重視の原則」にも矛盾することとなります。
* 実際問題としても、授業をすすめる際、指導教員の目が「監視」のように受けとめられ、新任教員の心が子どもよりも指導教員の方へ行つてしまいかねません。子どもも絶えず指導教員の反応を気にするようでは、教師と児童・生徒との信頼関係は失われてしまいます。
これは「教員は子どもと教職員集団のな

（第二次答申の内容）

「ア、新任教員に対し、採用後一年間、指導教員の指導のもとにおける教員活動の実務およびその他の研修を義務づける。

かでこそ育つ」という原則を否定することにつながります。

* 条件付き採用期間が一年間となることとあいまつて、指導教員のもとで研修を受け新任教員は、自動車の免許でいえば「仮免」で路上の研修を受けている人ということがあります。これでは、子どもも父母も新任教員にたいし「半人前」という不信感を抱かせることになるでしょう。

* 指導教員の「指導」のほかに「教育センターでの研修」「洋上研修」などで研修を義務づけられることは、政府・文部省の一方的な見解を押しつけ、国家の教育政策に従順な教員をつくること、いわゆる「国定教師づくり」につながるといつても過言ではありません。

このことは、新任教員に対する「洋上研修」での不当労働行為ともいべき文部省幹部の日教組批判の事実からみて、けつして杞憂ではありません。

* 教育公務員特例法は、教員は「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とし、任命権者にはそのため「計画を樹立し、その実施に努めなければならぬ」（一九条）としています。また、教員は「研修を受ける機会が与えられなければならない」とし、「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場

所を離れて研修を行うことができる」（二〇条）としています。

このことは、教員に自主的・創造的な研修が保障されていること、「研修は権利であつて義務ではない」とことを意味しています。したがつて、新任教員といえども研修を義務づけることは誤りです。

* 教員だけの仮採用期間の延長は、公務員法上の公平の原則に反します。また、未実施の学校は従来通り六ヶ月というのも公平の原則から言って問題です。

* なお、初任者研修の「試行」の経験から日教組は、すでに次のような具体的問題点が明らかになつていていることを指摘しています。

① 新任教員が子ども、同僚と接する機会が奪われ、学級運営や学習進度に大きな影響を与える。

② 新任教員に課される「研修」課題が多く、報告書、レポート作成などで忙しく、一人前扱いされないことから、子ども・父母からの不信感も強く、心身の負担が大きい。

③ 学校行事等の運営に支障をきたし、他の教員の忙しさが増す。

（法案提出の経緯）

2 「教職員免許法の一部を改正する法律案」

（法案の内容）

- ① 教諭の免許状を「普通免許状」と「特別免許状」とする。② 普通免許状の種類を学歴によって「専修」（大学院修士課程終了）、「一種」（大学卒）、「二種」（短大卒）の三種類とする。③ 現行の小・中・聾・養護学校および幼稚園の教諭・養護教諭の一級免許状（大学卒）および高校の教諭の二級免許状（同）を、それぞれ「一種免許状」に改める。④ 現行の小学校等の教諭・養護教諭の二級免許状（短大卒）を「二種免許状」に改める。⑤ 二種免許状の教諭は一種免許状の取得に努めなければならない。⑥ 教諭の免許状として「特別免許状」を設ける。特別免許状は学士の称号および担当する教科に関する専門的な知識・技能を有し、社会的信望があり、教員の職務に必要な熱意・識見を持つているもので「教育職員検定」に合格したものに授与する。⑦ 大学での普通免許状の修得に必要な専門教育科目の単位数を引き上げる。

本法案は、すでに一九八三年一月の教育

うとするものです。

(主な問題点)

職員養成審議会の答申『教員の養成および免許制度の改善について』の答申と翌八四年の国会に提案が予定された同名の改正案を基本的に受けたものです。しかも八三年の教養審の答申は自民党の「教育問題小委員会」の提言を受け入れて諮問したものでした。八四年の第一〇一国会に教免法の改正案が用意されました。またが、同国会には「臨時教育審議会設置法」が提出され、臨教審が教育全般の改革について審議することとの兼ね合いで法案提出が見送られ、臨教審の審議待ちとなっていたものです。なお、この法案では「特修」「標準」「初級」という名称になっていました。

臨教審の第二次答申は、「教員の資質の向上」の「教員養成・免許制度の改善」のこところで「教員養成については、教員に広く人材を求める観点から、現行の開放性を維持すべきであるが、現在の教職課程の在り方、社会人の活用等には解決すべき問題が見出されるので、その速やかな改善を図る必要がある」として五項目の提案を行ないましたが、普通免許状の三種類化に対してもなんら触れていません。

第二次答申を受け教養審は一二月「教員の資質能力の向上方策等について」の答申を行ないましたが、これは教員の養成・免許・採用・研修制度のすべての面での改変を行なお

* いまわが国の教育荒廃の原因には激しい受験競争があり、またその背景には学歴社会の存在があることは明らかです。今回の免許法の改悪は学歴によって免許を三つに差をつけようとするもので、学校に学歴主義を持ち込もうとするものです。

* 教職員が性別・勤務年数・学歴などの如何を問わず、対等の立場で教育活動に従事することによってこそ、学校という教育を目的とする場が成立します。この社会に学歴で「専修の先生」「一種の先生」「二種の先生」などという種別化を持ち込むことは、教職員間の協力関係だけでなく、子どもの目にあたかも「専修」の先生が優秀な先生で、「二種」の先生がそうでない先生であるかのように写りかねず、子どもと教師との信頼関係を損いかねません。

* このように、三段階の免許によつて格差をつけることは、教員相互間に「学歴競争」を煽りたてることにもなります。たださえ、現在の学校が子ども・青年を競争に駆り立てているのに、教員までもが競争させられるのでは、日本の教育は一体どうなるのでしょうか。

* 確かに、現在も「一級免許」（高校は大学院修士課程終了、その他の諸学校は大学卒）と「二級免許」（高校は大学卒、その他の諸学校は短大卒）と、一二つの免許があります。ただし、一五年勤続すれば、自動的に「一級免許」は一級免許になります。しかし、今回の法案では、大学で所定の単位を修得しなければ他の種類の免許を取得できません。

* 現在でも上越教育大や兵庫教育大などのいわゆる新構想の教育系大学の大学院で現職教員が学ぶ場合は、教育委員会の推薦が必要となっています。ですから、例えば「一種免許」を持つ教員が「専修免許」を取得するためにこれらの教育大学で単位を取得しようとすれば、教育委員会の推薦を得なければなりません。教育委員会の意に沿う教員が優先されないという保障はありません。教育委員会の眼鏡にかなうよう組合に入らないなどの自己規制も生じるでしょう。

学部での教員免許の取得をますます困難にしてしまいます。

* 社会で様々な経験を積んだ「社会人」が

教壇に立つことは、いろいろな刺激をもたらし学校教育を活性化させることが期待され、それ自体は推進されるべきです。しかし、「特別免許状」の是非、授与の方法など、関係者との十分な合意が不可欠です。

①と②です。

(法案提出の経緯)

☆ 入試センターの改組と「新テスト」「難問・奇問をなくす」「一期校・二期校をなくす」など大学入試制度の改革と銘打つて一九七九年度から始めた国公立大学の

「共通一次試験」は、数年を経ずして大きな矛盾をもたらしました。その最たるものは、東大を頂点とした国公立大学の偏差値による序列化でした。受験生にとっては、希望校の試験は一度ですんだものが「共通一次」を含めて二度となり、国公立大学の受験機会も一回になりました。また、個別大学の入試の前に「共通一次」が実施されることから高校三年の三学期がますます形骸化するなど高校教育に与える影響も大きくなり、こうしたことから受験生の「国公立大学離れ」がすすむ結果ともなりました。

「偏差偏重の受験競争の弊害を是正するため、各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学選抜を行うよう入試改革に取り組むことを要請する。」

また、現行の国公立大学共通一次試験に代えて、新しく国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設する。この共通テストの実施のため、国公立の各大学が対等の立場において利用でき、高等学校関係者が参画しえるよう、大学入試センターの設置形態や機能について検討し、その改革を進める。」

しかもこの間国公立大学は八七年からA・B二つのグループ分け、来年度の「分離・分割方式」の導入など「ネコの目」のように変わり、その上九〇〇年度から「新テスト」では全く無責任だ。といわなければなりません。

☆ 総合研究大学院大学

一九七四年の大學生設置審議会が「大學生院および学位制度の改善について」を答申し、そのなかで独立大学院、連合大学院構想を提言し、七六年には学校教育法の一部改正（全会一致）が行われ、学部を持たない独立大学院の設置が制度上可能となりました。また八年には国立大学共同利用機関所長懇談会が

点の通知」など重要な点で異なっています。

(第二次答申の内容)

3 「国立学校設置法の一部を改正する法律案」

(法案の要旨)

①大学入試センターを、私大を含めた試験の問題作成・採点等一括して処理する業務を行なう機関に改組する。②国立大学共同利用機関を母体として学部を持たない「総合研究大学院大学」を新設し、「数物科学研究所」「生命科学研究科」を置く。また、今後政令によつて、他の国立共同利用機関に同種の大学院短期大学を新設する。京都工芸繊維大学工業短期大学部を廃止する。

このように国立大学設置法の改正案は、異なる三つの内容からなっていますが、問題は

「国立大学共同利用機関における大学院の設置について」の要望書を提出し、それを受け文部省は八七年度に創設準備費を計上しました。

八七年の臨教審第二次答申では、「大学院の飛躍的充実と改革」の項で「法制上すでに設置が認められている独立大学院の実現、さらにはその推進を図る」とされ、共同利用機関の総合大学院については具体的には触れていません。

(法案の主な問題点)

☆ 入試センターの改組と「新テスト」

* 先にも述べましたように、国公立大学の共通一次試験は国公立大学の序列化を促進しました。この基本的性格は統一試験という性格は新テストになつても変わりません。試験科目の利用は各大学に任せるといっても、私大も参加するとなればわが国の大学の圧倒的な部分を担う私立大学をも巻き込んで偏差値による序列化を一層すすめることは火を見るよりも明らかです。

* 共通一次試験の失敗の大きな原因の一つは、試験の性格がはつきりしなかつたことです。この「新テスト」が臨教審答申での資格試験的性格をもたず、「高校での学習の達成度を評価することを基本」とするとしても、いざん試験の性格が不明確です。こ

れでは新テストの利用が「各大学の判断と創意工夫により自由に行われるべきもの」だといわれても参加を求められた大学は判断に困るでしょう。

☆ 総合研究大学院大学

* 問題なのは、こうした指摘がマスコミをも含め各方面から出ているにもかかわらず、文部省が私学助成を人質に私立大学の参加を要請しているのではないか、という疑惑を持たれていることです。臨教審の答申では共通テストを利用するか否かは「国公私立を通じた各大学の自主的判断に委ねる」とされています。万一このような強制があれば、大学の自治への国家権力への介入という由々しき事態です。

* 新テストは一二月下旬に行なわれることになりますが、これでは高校三年の三学期はおろか、二学期までも受験のために形骸化してしまうでしょう。

また、共通一次で国公立離れが生じたのも、「共通テスト」という余分な試験が増えたためです。私立大学も参加すれば私大希望の受験生にとって試験の回数が増え、負担が強まります。

* わが党の大学入試制度についての基本的見解は、共通一次試験を廃止すること。その上で、大学関係者だけでなく、国民合意の大学入試制度の検討委員会をつくり、時間かけて合意を得ていくべきだと考えて

います。

☆ 総合研究大学院大学

* 学部を持たない大学院それ自体が問題なのではありません。例えばわが党は、東大などの特權的な大学を学部から切り離します。しかし、今度の総合研究大学院大學はそれとは異なっています。

まず、国立大学の共同利用機関を母体にしていることです。これらの機関は、「統計

数理研究所」(東京)、「高エネルギー物理学研究所」(茨城県つくば市)、「分子化学研究所」(愛知県岡崎市)、「国立遺伝学研究所」

(静岡県三島市)、「基礎生物学研究所」(愛知県岡崎市)、「生物学研究所」(同)——にまたがっています。そして、これらの研究所は、そもそも研究が主体で教育機能を持つていません。したがって、ここで学ぶ大

学院生が研究上の指導を十分受けられるかどうか疑問があります。へたをすれば、先端技術開発のための下請け研究に従事させられないという保障もありません。

* この共同利用機関の研究者は、「教授」「助教授」などの教育公務員特例法の完全適用を受けていません。これでは、大学の自治、研究・教育の自由を守る制度的保障が担保されません。

また、大学の重要な事項を審議するのは教

授会ではなく、学外者、大学関係者、研究機関の長による大学運営協議会と伝えられていますが、伝統的な大学自治の基盤である教授会自治を欠いた管理・運営は、重大な問題です。

* 母体の共同利用機関が各地に点在してい

るため、果たして統一組織としての大学院の機能を持ちえるのかどうか、極めて疑問です。

* 今回の国立学校設置法が成立すると、今後政令によつて総合研究大学院の拡充がでることとされますが、これは学科等の新增設を設置法の本法で行なう設置法の自己否定となり、設置法のなし崩し改悪で

4 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」

法律の一部を改正する

(法案の要旨)

①市町村教育委員会の教育長を委員の互選から専任制にする。②市町村教育委員会は委員を教育長と兼ねて任命できる。③教育長の任期は四年とし、再任できる。

(法案提出の経過)

臨教審第一次答申は、「教育行財政の見直し」の項で教育委員会について触れ、とくに市町村教育委員会の「権限と責任」の再確認を強調しました。続いて第二次答申は、教育委員会の活性化の一つとして市町村の「教育長の任期制、専任制」を提起しました。

臨教審の教育行政に関する答申の特徴は、「地方分権」(第二次答申)をいいながら全くの「羊頭狗肉」だということです。例えば地方分権をいうなら、せめて都道府県教育長の文部大臣の承認性を廃止するぐらいは当然であるにもかかわらず、それすら答申していません。制度上の分権化をやらずに、市町村の行政にあれこれ口を出すのは、分権どころか、中央統制だというべきです。また、教育委員の公選制については審議の議題にすらのぼりませんでした。

(第一次答申の内容)

「教育委員会については、とくに市町村教育委員会の権限と責任を再確立するといふ観点から、その充実と役割の明確化などを検討する。」

(第二次答申の内容)

「①教育委員会の人選、研修、②教育長の

任期制、専任制(市町村)、③苦情処理の責任体制の確立、④適格性を欠く教員への対応、⑤小規模市町村の事務処理体制の広域化、⑥知事部局等との連携など、について具体的な改革を進めることを通じ教育委員会の活性化を図る。」

(主な問題点)

* 戰後わが国に教育委員会制度が導入されたのは、戦前・戦中の教育の国家統制を反省し、国民が自らの手で教育を運営するよう教育行政に参加していくためでした。そのため教育委員会も公選でスタートしたのです。また、教育行政を一部の専門家の手に委ねるのではなく、だれもが自由に発言していくことによってすすめることに意義があると位置づけられ、「レイマン・コントロール」(しろうとによる管理)が叫ばれたのです。

* ところが、一九五六年の教育委員の任命制への大改悪によって住民は教育委員の選挙権を奪われ、都道府県教育委員会の教育長は文部大臣の承認制となり、市町村教育委員会の教育長は都道府県教育委員会の承認制となりました。また、都道府県の教育長は委員の互選ではなく専任とされたのです。

今回の法改正は、市町村の教育長までも

委員の互選ではなく、都道府県と同じく選任にするというものです。これでは、「レイン・コントロール」の原則はまったく形骸化されてしまいます。

* また、現在の文部省→都道府県教育長（文部大臣承認）→市町村教育長（都道府県教育委員会承認）というタテの関係は、教育長の専任制によって一層強まり、地方分権どころか、教育の中央集権性の強化だといわなければなりません。

5 「学校教育法の一部を改正する法律案」

（法案の要旨）

①高等学校の定時制・通信制の課程の就業年限を三年以上とする。②定時制・通信制の課程と連携できる技能教育施設の指定を、都道府県の教育委員会が行う。

（法案提出の経緯）

臨教審は、第一次答申で新しいタイプの高校の具体化として「単位制高等学校」の新設を提言しましたが、第二次答申では「教育内容にかかる制度の運用上の改善」として、修業年限の弾力化を提言しました。これを受

けた文部省の「高等学校定時制通信制教育検討会議」は、昨年の一二月「高等学校定時制通信制教育の改善について」をとりまとめ、今回の法案提出となつたものです。

（第二次答申の内容）

「教育内容の在り方、取扱いなどと関連し、高等学校の修業年限については、三年以上とする方向で弾力化することを検討するとともに、単位制の利点の活用を図る。」

「高等学校の修業年限は、生徒の履修の実態と専門教育を深めるなどの観点から、現行において四年以上となつていて定時制・通信制の課題については、三年の修業年限とすることもできるよう、また、全日制の課程については、三年以上の修業年限もあり得るような方向で弾力性をもたせることが検討する必要がある。この際には、公的職業資格の取得との関連、高等学校の専攻科、短期大学・高等専門学校制度との関連にも留意する。また、高等学校については、単位制の長所を生かす方向で運用の改善を図る。」

（主な問題点）

* 急激な社会、経済の変化のなかで、全日本制への進学率が上昇し、勤労青年の減少など定時制・通信制教育をめぐる情勢が変化

してきているのは事実です。しかし、いぜんとして経済的な事情で働きながら学ぶ青年が存在していますし、また、全日制に進めずやむを得ず定時制に入学した場合も昼間何らかの仕事に従事する青年が多くなっています。

* 「三年以上」（現行は四年以上）というのは、臨教審答申の「通信制高校」が定時制高校の一形態として位置づけられ、修学年限を弾力化しようとしており、それとの整合性を図るために考えられます。また、仕事を持たない青年は三年で、働く青年はそれ以上でとすることを意味しているのでしようが、同一の学校で三年で卒業できる者、四年かかる者というようなコース分けが果して教育的であるかどうか、疑問があります。

6 「臨時教育改革推進会議設置法案」

（法案の要旨）

①臨教審の答申を受けて講じられる施策の

実施状況について検討を加え、施策の円滑、効果的な推進に関する重要事項について調査審議するため、「臨時教育改革推進会議」を総理府に設置する。(2)会議は総理大臣に意見を述べるほか、総理大臣の諮問に応じて答申する。(3)総理大臣はその意見・答申を尊重しなければならない。(4)委員は七人で文部大臣の意見を聴いて、総理大臣が任命する。(5)委員は非常勤とし、会長は委員の互選とする。

(6)会議の期間は三年とする。

民の胸に響かず、急速に臨教審への関心が失われていきました。臨教審は国民の期待に応えるどころか、エリートづくりと制度の複線化につながる「六年制中学校」の創設や初任者研修制度の導入など父母・国民が求めないものを答申し、逆に教育荒廃を加速させる多くの答申を行つたことは許されません。

一九八八・四・二八

(法案提出の経緯)

中曾根前首相が中央教育審議会でなく総理直属の審議会(臨教審)にこだわった理由の一つは、中教審では文部省の代弁機関で思い切つたことができないという不信だったといわれています。また、答申の実施についても文部省の「つまり食い」に終るのではないか、という不安から施策の監督・推進のための「ポスト臨教審」の機関を強く求めたとも伝えられます。

教育公務員条例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論

日本社会党・護憲共同
坂上富男

私は、日本社会党・護憲共同を代表して「教育公務員条例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」に対する反対の立場から討論をいたします。

* わが党は臨教審設置の際、総理大臣直属の審議機関は教育の中立性を侵す恐れがあり、国民合意の教育改革にはならないことを指摘しましたが、そのことは事実となつて現われました。臨教審の論議と答申が国

* したがつて、国民合意を欠くこうした事項についての答申を実施すべきではありません。答申の実施を監督、推進する機関などは全く不需要です。

* 「臨時教育改革推進会議設置法案」は内閣委員会に、それ以外の五法案は文教委員会に付託されます。

体などとの事前の話し合いもありません。本法案は初任者研修にしや口して教職員団体を弱体化することを目的とした弾圧立法ではありませんか。これでは臨教審の言う「幅広い国民的合意を基礎とした教育改革の実現」とは全く矛盾し、国民合意を欠いた法案と言わなければなりません。

第二に、本法案の審議が国会のルールを無視して強引に進められたことあります。

「教育は国家百年の大計」と言われます。

それだけに拙速は最も戒められなければなりません。ところが、本法案の審議に当たつては、「著作権法の一部を改正する法律案」など、先に付託された法案を飛び越して委員会での強引な趣旨説明と審議入りが行なわれたのであります。審議中の案件を飛び越して審議が行なわれた例もありますが、それはあくまで全会一致で合意した場合のみであります。しかも委員会の審議はこれほどの重要法案にもかかわらず、審議はわずかの二日間にすぎず、委員会における参考人の意見聴取も公聴会も一切行なわず、わが党議員の質問時間を残し、混乱のまま採決があつたとして本会議において議決されることは到底容認できません。

第三に、本法案は教育公務員特例法案二十九条に違反し、無効であります。

本法案は、新任教員に一年間の研修を義務づけようとするものでありますが、一年間の

研修を新任教員に義務づけることは、本来の研修の在り方から著しく乖離しています。教育公務員条例法は、教員は「研修を受ける機会が与えられなければならない」としていますが、これはあくまでも教員の自主的・自発的な研修の保障を意味しているのであります。指導教員による指導・教育センターでの研修・宿泊研修、洋上研修などを新任教員に義務として押しつけることは、この趣旨に違反するものであります。

また、「教員としての資質能力は、教職生活を通じて次第に形成されていく」と趣旨説明で文部大臣は述べられました。ところが、一年間の初任者研修は、これと自己矛盾をしています。新任教員にとって一番大事なことは直接児童・生徒に接することであります。しかし、新任教員にとって最も大切な時期には教壇を離れて長期に研修を受けさせることになります。新任教員の個性を奪うことになり、個性重視の原則とは自己矛盾するのであります。

このことは、鋳型にはまつた教員、更に言えば「国定教員」づくりにつながるという危険が払拭できないこともあります。臨教審は、「画一化、硬直化、現場の創意工夫意欲の切なものは、子どもに向き合う情熱であり、子どもの心を理解できる力であり、単なる教育技術ではありません。確かに新任教員は、教える技術は経験豊かな教員に比べて劣るかも知れません。しかしそのことだけで子どもが新任教員を評価することはありません。これはわれわれも、かつて子どもの頃学校で経験したことあります。若さの特權であるひたむきさ、年齢から来る親近感、新任教員の魅力は、教える技術の経験不足を補つて余ります」

臨教審も、教員の資質の向上は「責務の自覚に立ち、教員自らの向上心、不斷の努力に期待するところが大きい」と述べていますが、押しつけの研修はこの指摘と矛盾しているのであります。

臨教審は、教育改革の原則として「個性重視の原則」を打ち出しました。だとするなら

子どもの個性を大切にし、個性を重視する教育を行なうためには、教員もまた個性豊かな教員でなければなりません。しかし、指導教員による指導や長期間の上からの研修の義務づけは、教員の個性を奪うことになり、個性重視の原則とは自己矛盾するのであります。

このことは、鋳型にはまつた教員、更に言えば「国定教員」づくりにつながるという危険が払拭できないこともあります。臨教審は、「画一化、硬直化、現場の創意工夫意欲の減退、他律性の助長にしかつながらない統制・管理の行政体質は改革されなければならない」と、正しく指摘しました。しかし、画一的教員を作り、統制・管理を強化することは、全く逆であります。教特法第二十条は教職員の権利であつて義務ではないのであります。本案は教特法第二十条に真っ向から違反

するもので、無効であります。

一九八八・四

第四に、本法案は憲法第十四条に違反して無効であります。教員だけが他の公務員と異なつて条件付採用期間が一年に延長されなければならぬのか、依然として不明であります。研修が一年であることと、条件付き採用期間が一年となることとイコールではありません。にもかかわらず、一年としたことは、

一年間の研修如何によつては、教員として本採用としないという「タグラミ」が根底にあるのではないかという疑念が拭えないのです。

しかも「未実施校では従来通り」というのも、「公平・平等の原則」から言つて問題であり、憲法十四条違反の無効の法案であります。

最後に、文部省のアンケート調査によつても初任者研修の施行によつて、教育現場に大きな矛盾と混乱が生じてることが明らかとなつております。この制度の導入を強行する理由は少しもないと強く指摘をしておくものです。

今こそ初任者研修制度の導入をやめ、偏差値教育のは是正、入試地獄の解消、学歴社会の改革、学級規模の縮小など行き届いた教育の実現、父母負担の軽減等々の施策を推進することこそ、父母・国民の期待する真の教育改革の道であることを強調し、反対討論を終ります。

「国立学校設置法一部改正案」 本会議での反対討論

鳴崎 譲

譲

私は日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました「国立学校設置法一部改正案」が本会議に議題として上程されたその手続きが国会運営の慣行を無視した暴挙であることに抗議しつつ、反対の討論を行います。

本法案は、学部、学科の新增設部分は別として、こんごの日本の学術研究の在り方、さらには受験地獄の元凶ともいふべき大学入試制度の改悪という重要な二つの提案をふくんでおり、慎重審議を必要とするものであります。しかるに本法は、委員会運営の国会の慣行をやぶり、異例づくめの手続きをへて、日本社会党・護憲共同、日本共産党の質疑を行なわないまま、一方的な委員会採決を强行した国会史上例をみないしろものであります。

文教常任委員会では、法案の付託順にそつて審議を続けて参りました。当委員会では、「著作権法の一部改正案と本法案は審議入りし

数決で採決し、本会議での提案主旨説明を行ない、文教委員会へ急拵付託されたのであります。そして、去る二二日、九時半からの文教委の理事会では、いまだ「私学共済法の一部改正案」「著作権法の一部改正案」および本法案が審議中なのに、付託順序を一方的に変更し、しかも、重要法案である本法案をたつた三時間余で採決しようという日程をおしつけてきました。

わが党は、文部大臣による新たな「法案」の趣旨説明後日によつて、いま審議入りした本法案の質疑に入り、その後の日程のなかで大臣の法案提案を実施するよう話し合いで

対処すべきである旨の提案を行つたのであります。

この提案は、委員会運営の慣行に則する当然の運営方法であつたのであります。

自民党理事は、法案審議の付託順序をかえた例が慣行としてあるという点をもちだし、慣行に反しないと主張しました。しかし、そのような場合は、理事会の合意が成立した場合であつて、わが党が重要な法案としてきたもので反対法案の場合には皆無なのであります。つまり、少数野党の審議権を尊重する議会制民主主義の当然の在り方なのであります。

しかるに、教員の「初任者研修」にかかるわるい重要法案、すなわち教師の専問制と研修の自主性を前提とする現行法制のもとで、その基本を侵害するおそれのある法案を優先的に審議し、五月初旬の連休前に、慎重審議もなしに可決しようとする意図し、「私学共済法一部改正案」の議了直後に、理事会でのわが党の主張に耳を傾けず、いわゆる「初任者研修」法案審議入りのため、理事会を決裂させ、委員長職権で委員会を開会し、緊急動議を提出し、その不当を糾断する騒然たるなかで、「臨教審関連三法案」の文部大臣による趣旨説明を強行したのであります。つづいて、最重要本法案の質疑を開始し、しかも、わが党および日本共産党欠席のまま、わずか三時

間で、委員会での採決を断行したのであります。

このような経過のなかで採決された本法案は、第一には、国会史上例をみない、野党が重要法案として指摘してきた。先議案件の順序を一方的に変更するという手続きをとつたという暴挙、第二には、参考人意見聴取を絶対的要件とする本法案を短時間で、しかも、反対党の質疑を省略し、多数にものを云わせて採決したことは、国民の付託に答えたものとは断じていえないのであります。

以下本法案が慎重審議を要する内容のものであること、しかも、何ら問題点解決のために質疑が行なわれていないことを明らかにしたいと存じます。

その第一は、総合研究大学院を新設するための提案であり、それは、こんごの日本の学術、研究教育体制にかかる新たな試みであるという点であります。

二つめは、大学入試センターの所掌事務を改め、悪名高いいわゆる「共通一次大学入試」に代る「新テスト」を実施し、従来の国立大学に加え私立大学をも参加させる仕組みにかえようとして提案した点であります。

これら二つの提案は、現行教育法制のものでは、慎重審議を要する内容のものであります。

五点について疑議があります。

その第一は、現在すでにいくつかの大学に

総合研究科、連合大学院などの新しい形態の大学院が設置されつつありますが、学部も修士課程ももたず、しかも大学以外のところに博士課程だけの大学院を設置することははじめての試みであるという点であります。学校教育法によれば、大学は「学術の中心」とされ、その本来の目的、使命から、当然、大学院課程をもつことを想定しており、大学院課程を有しない大学が、「学術の中心」としては不十分であることを明らかにしているのであります。したがつて、今回の総合大学院の新設は、学校教育法上の大学、大学院制度から逸脱する新構想大学の一種であり、こんごの日本の学術、研究体制にとつて問題性をはらんでいるものであります。

第二には、総合大学院構想は、いくつかの県にまたがる国立大学共同研究機関の基礎のうえに大学院を新設しようとしているのですが、このような大学院は、果して名実ともに教育、研究機関となりうるかどうかという点であります。

共同研究機関は大学と異なり、特定のテーマによるプロジェクト研究を中心としており、大学院学生が一定の期間参加して研究を行うことは有益であり、そのような研究参加は、現在も行なわれています。大学からまつたく

第一の総合研究大学院の創設について以下

独立した大学院が独自の教育機能をもちうることかどうか極めて疑問であります。研究者が完全に自立する前に、共同利用機関のプロジェクト研究に限られた形で従事することはすぐれた研究者として大成することを阻害する恐れさえあります。

第三には、この大学院では、共同利用機関は大学院の「母体」といわれながら、法律上は「緊密な連携および協力」の関係とされてゐるにすぎず具体的には共同利用機関のスタッフが全員大学院のスタッフになるのでなく、一部のスタッフが別個の組織である大学院に併任されるものとされている点であります。

共同利用機関の教員には、教育公務員特例法は完全適用されず、不利益処分にかんする条項は除外されているのですが、総合大学院は国立大学であるから、教特法は完全適用されるということになるのであります。したがつて、共同利用機関と総合研究大学院の双方を担当する教員は教特法上、矛盾した地位におかれることになります。これまた、教育公務員特例法上、はじめてのケースであります。

第四には、今回の国立大学設置法がもし成立すれば、現行法制のもとでは、個別の総合研究大学院は法律事項でなく政令で措置されることになり、どのような大学院が必要かという判断は政府の恣意にゆだねられ、学術研

究者の意向が反映しない恐れがあります。

第五には、この大学院の管理、運営上の問題があいまいであるという点であります。学長・副学長・参与会、教授会、研究科委員会、運営審議会など、多岐にわたる機関のどれがどのような役割をもつか不明であります。この大学院は、茨城県、東京都、静岡県、愛知県の四ヶ所に分散している共同研究機関を基礎とするだけに、本来の教授会を中心とする大学における自治と研究の自由が果して守られるのかどうか疑問とせざるをえないのです。

以上のような五つの問題点が何ら明らかにされておりません。

次いで大学入試センター問題についても以下の諸点が不明のままです。

この改組のネライは、臨教審の第一次答申

をうけて、過去九回にわたつて実施してきたいわゆる国公立大の「共通一次」入試に代つて私立大学をも含む「新テスト」を昭和六五年度から実施することになります。しかしここ数年来の共通一次をめぐつて「ネコの目」のようになる制度が変る状況では大学人や受験生をふりまわすだけで何の改革にもなつておりません。

六五年度導入の「新テスト」には、どれだけ私大が参加するかが焦点となつてきました。この際、私学全体が、慎重な姿勢をとる

傾向には二つの理由があります。

第一には、国公立と同じ物指しを使うことによる大学序列化の心配があります。十年前共通一次がスタートしたとき、私学側は、「画一的な国家統制の恐れのある共通試験は大学本来の在り方から避けるべきだ」と参加を見送つてきました。実際には、国公立の序列化がますます進行したことを目の前にして私大の懸念はむしろ強まつております。

第二には、私学経営への影響であります。受験課目などの負担が少しでも軽い大学に流れる最近の受験生の心理から、私立大の試験のほかに「新テスト」を課するならば受験生は逃げてしまふおそれがあるからであります。

新テストのもとでも高校在学中の生徒は将来への方針ももたず、全くの不安にさらされているだけであります。

大学入試改革の目的は、大学入試が高校以下の受験競争を過熱させ、学力本位で人間不在の教育をはびこらせている現状を改め、受験産業の肥大化に歯どめをかけることでなければなりません。この観点にたつとき先の本法案提案での質疑にあたつて申しましたように、共通一次を強行しようとしたかつての第八二回国会の衆議院文教委員会決議（昭和五年一一月一六日）こそが改めて生かされねばならないと思います。

この決議の第一は、共通一次の実施期日の問題であります。学校教育法では、高校は「三年とする」としていることにかんがみ、実施時期は、第三学年になるべく遅い時期に実施し、後期高等教育の充実に配慮すべきだとしています。

新テストは、共通一次よりも早い一二月に実施し、しかも各大学がそれ以前の七月に試験科目を発表することになつております。これでは、第三学年の授業計画がたたず、後期中等教育軽視も甚だしいといわねばなりません。

第二には、決議では、一段階選抜方式の実施は避けるべきだとしているのに、「新テスト」は共通テストと個々の大学の入試とをさらにリンクさせ、共通一次よりも一段階選抜方式となつています。

第三には、共通一次テストは後期中等教育の到達度の判定試験とし、国公私立が全部参加できることに努力すべきだとしています。「新テスト」は、到達度と大学への適性能力試験とを同時に判定することになるから、私大の参加があやぶまれているのです。以上のような三つの問題点について何ら解決の方策は明確にされておりません。「新テスト」は、衆議院文教委員会の「決議」に沿わないばかりか、「決議」で恐れた通り、受験競争の激化、人間不在の教育の頑廃をますます進行させる

ものとなるのであります。したがつて「決議」の主旨にたちかえり、大学入試改革を徹底的に見なおし、新テストの急な実施は止めるべきであります。

以上の理由により、本法案は国民の期待に何ら答えるものではないと断定し、その成立に強く反対し、私の討論を終ります。

以上

一九八八·四·二六

土地基本法を提案するにあたつて

土地をめぐる諸問題が国民生活に暗い影を落としている。昨年来の大都市圏の土地高騰は異常であり、国土庁が発表した公示価格でみても、首都圏の地価はこの二年間で二倍となつた。今や大都市で生活する人々、特に若い世代にとって住宅取得は、極めて困難な状況となり、将来の生活設計の夢を打ち砕くことになった。

豊かさがあるのか。長い労働時間、劣悪な住環境という国民の犠牲の上に成りたつた日本の経済成長ではなかつたのか。

同じ敗戦の廃墟のなかから出発した西ドイツは、国民の努力で得た富を、国、企業、国民がバランス良く分けてきた結果、社会資本の充実、詳細な都市計画の推進、充分な住宅供給等により土地、住宅問題はすでに解決済みであるといわれている。他方、日本においては、戦後の混乱期から今日に至るまで、国民は住宅の確保に対して、大変な努力、苦労を重ねてきた。政府が実施した公共住宅の供給量は不十分であり、持ち家政策は個人の

日本社会民主党

日本 の 土地 政策 に は 何 が 欠 け て い る の か 。

そ れ は 、 “ 土地 は 公 共 財 ” と い う 理念 が 政 策 の
な か に 生 か さ れ ず 、 常 に 対 处 療 法 的 な 対 応 策
に 終 始 し て き た こ と で あ る 。 つ ま り 、 土 地 税
制 の 不 備 、 都 市 計 画 の 不 備 、 更 に は 縦 割り で
バ ラ バ ラ な 土 地 行 政 な ど の 結 果 “ 土 地 が 一 番
有 利 な 財 産 ” と い う 土 地 神 話 が 定 着 し 、 土 地
は 利 用 と 無 関 係 に 投 資 や 投 機 の 対 象 と な つ
た 。 そ し て 土 地 を 持 つ 者 と 持 た な い 者 の 資 産
格 差 は 極 め て 大 き く な っ て い る 。

二十一世紀までに、本当の豊かな住宅環境を実現するために、地価高騰を今後二度と起こしてはならない。更には地価を適正水準に引き下げ、通勤一時間以内、百平米程度の床面積の住宅を年収五倍程度で取得可能にするために、総合的で一貫性のある土地政策を強

努力まかせで、今回の地価高騰でその持ち家政策も完全に破綻した。又、昭和三〇年代、四〇年代と地価の高騰があり、そのたびに審議会、調査会、閣僚会議等が幾度となく開かれ答申が出された。そして国土利用計画をは

力に推進しなければならない。このために土地に対する“理念”“税制”“都市計画”等の基本方針を盛り込んだ土地基本法の制定が急務である。

この深刻な土地、住宅問題に対して政府与党は今回も又抜本的な解決を図ろうとする姿勢が全くみられない。我々四野党は、国民各層の意見を反映した「土地基本法」を共同で立案し、今国会に提出する。その骨子は次の通りである。

土地基本法骨子

(一) 土地政策の目標の明確化

土地政策の目標は良好な住宅環境を実現して国民の生活の向上を図ることで、そのため地価は適正な水準にまで引き下げる必要である。

(二) 土地の公共性の明確化と私権制限

土地の所有権は憲法第二十九条により財産権として保護されるが土地の利用にあたっては公共の福祉を優先する。また土地の所有者は所有する土地について社会的に有効に利用する義務があり、土地を投機の対象としてはならない。

(三) 土地利用計画の義務づけ

無計画の開発を認めずまた社会的に有効な土地利用を図るため、西ドイツの土地利用計画（Fプラン）や地区詳細計画（Bプラン）のような実効性のある土地利用計画の立案を義務づける。

(四) 土地税制の原則の明確化

土地の地価上昇による資産増は所有者の努力ではなく社会全体の発展によるもので、地価上昇から生じた利益は本来所有者に帰属させるべきではなく、社会へ還元すべきである。

この方向で土地の保有及び処分について課税を行うべきである。

(五) 地価認定及び土地行政の一元化

土地について公示価格は国土庁、固定資産税評価額は自治省、相続税の基準となる路線価は大蔵省と、地価認定自体がバラバラであり、加えて土地の利用計画を受け持つ建設省は税についての権限は全く持っていない。有効な土地政策は土地税制と土地利用計画を中心としたシームレスが必要であり、各省バラバラでは不可能である。そこで土地行政の一元化を図り、総合的で一貫した土地政策の実施が必要である。

土地基本法要綱（最終案）

第一 目的

この法律は、土地政策の基本理念を確立し、国及び地方公共団体の責務並びに国民の権利及び責務を明らかにするとともに、適正な地価の形成、土地利用計画の策定等、国及び地方公共団体の土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地政策の総合的かつ強力な推進を図り、もって国民生活の安定と向上に寄与することを目的とすること。

第二 土地の性格と所有及び利用の理念

1 土地は国土を形成する有限な資源であつて、国民の生活及び生産を通ずる社会存立に不可欠な基盤である。

2 土地の性格にかんがみ土地の所有権は財産権として保護されるが、土地の利用は公共の福祉を優先させるものとする。

第三 国及び地方公共団体の責務

1 国は、この法律の目的を達成するために、土地に関する基本的並びに総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すること。

2 地方公共団体は、国と協力して、当該地域の自然的・社会的・経済的状況に応じた土地に関する施策を策定し、及びこれを実施す

る責務を有すること。

3 国及び地方公共団体は都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため公有地の拡大につとめること。

第四 国民の責務
1 国民は、その有する土地に関する権利を公共の福祉に従い有效地に利用する責務を有すること。

2 国民は、土地を投機的取引の対象としてはならないこと。

第五 法制上の措置
1 国は、この法律の目的を達成するために、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならぬこと。

第六 土地利用計画
1 土地は、土地利用計画をあらかじめ定め、当該計画に従つて利用されなければならぬい。

2 土地利用計画は全国の区域について定める全国計画、都道府県の区域について定める都道府県計画並びに市町村の区域の全部及び一部について定める市町村計画とすること。

い。

3 市町村計画は、土地の利用に関する具体的な計画であつて、これに適合しない行為を制限できるものとすること。

4 土地利用計画は、関係住民の意見が十分反映されたものでなければならず、かつ美

観の維持、自然環境の保全及び文化財の保護に十分留意されたものでなければならぬものとすること。

第七 土地利用促進のための措置

国及び地方公共団体は、土地の有効利用を促進するため、積極的に税制上、財政上及び金融上の措置を講ずるものとすること。

第八 土地に関する税制の原則

1 土地の保有及び処分等により利益を得た者に対しては、当該利益が社会に還元されるよう適正な課税を行うものとすること。

第九 土地評価制度の一元化

国は、適正な地価の形成及び公平な税負担の実現に資するため、公的な土地評価制度の一元化を図るものとすること。

第十 土地に関する情報システムの確立、情報の公開等

1 国及び地方公共団体は、土地に関する状況を把握するための調査を実施し、土地行政の基本となる情報の収集及び整備のためのシステムを確立するとともに、国民に土地に関する必要な情報を提供するものとすること。

土の基本法要綱(景界案)

する紛争を迅速に処理するための必要な手続きを整備すること。

第十一 土地行政の一元化

国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑かつ効率的な実施を図るため、協力するとともに、土地行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に務めること。



土地基本法要綱策定への背景資料

項目	党・調査会	日本社会党	公明党	民社党	読売土地問題調査会
国・自治体の責任	國民の権利	土地政策の原則	第一 立法の目的 第一条 法の主旨	一、目的	
第六条 土地の運営とその付託	第六条 政府の責務	第三 土地の国民管理と運営指針	第二 土地の社会的性格 第一条 土地の社会的性格 第三条 土地の国民管理と運営指針	二、土地対策の推進に関する基本原則	土地所有観念の転換 所有から利用 所有権に義務
第九条 土地の運営とその付託	三、国・地方公共団体等の責務	三-2 国・地方公共団体に協力・公共の福祉に適合する土地利用		政策目標 一、国土の有効利用 と自然環境、財産権との調整 二、有効利用の計画実施に関する公共と民間の役割	総則
中央土地開発公社	③国・地方自治体の権限と責務	③住民の権限と責務についての原則			

第五 利用中心の土地政策		四 土地利用計画の策定		土地利用基本法	
第十一条 土地利用		五 土地利用促進のための 措置		総合的利用計画	
土地利用計画	第十二条 土地取引	第十三条 土地の供給	第六、土地供給の促進	第十四条 土地による収益の社会還元	七、国・公有地等の処分等
土地行政一元化	第十五条 公有地の拡大	第七 土地による収益の社会還元と公有地拡大	八、土地の有効利用のための民間活力の導入	九、居住用住宅に係る土地に関する税制の特例	九、居住用住宅に係る土地に関する税制の特例
設置	第四 土地委員会	第六 土地評価の一元化	十、土地評価制度の一元化及び地価の抑制	17条 土地高価譲税率	17条 土地高価譲税率
土地行政一元化	第九 土地・住宅省	第十一条 土地評価	基準価格	18条 余裕地税（個人土地所有制限）評価替	18条 余裕地税（個人土地所有制限）評価替
第十八条 土地・住宅省	第十七条 土地・住宅省	第八、情報公開等	⑥地価評価の一元化	⑤土地利用促進のための税財政・金融措置について	⑤紛争救済手続の整備
組織の整備等	十二、土地行政に関する組織の整備等	第十六条 情報の公開等	⑧情報システムの確立・整備・管理	①土地利用計画の策定に関する原則 ②計画・手法・手続・強制力に関する原則と法整備の基本的方向 ④民間エネルギーの発揚と土地利用権、市場の活性化のための法整備 ⑤紛争救済手続の整備	①土地利用計画の策定に関する原則 ②計画・手法・手續・強制力に関する原則と法整備の基本的方向 ④民間エネルギーの発揚と土地利用権、市場の活性化のための法整備 ⑤紛争救済手続の整備
⑨土地行政組織の一元化	10条	9条 基準価格の登録	11条 8条 7条 6条 5条 4条	10条 9条 8条 7条 6条 5条 4条	10条 9条 8条 7条 6条 5条 4条

目的

(第一 立法の目的)

(社)

わが国における土地取引、価格動向が国民生活の基盤を危うくし、それに起因し、国土自然環境及び都市環境が著しく悪化している状況に鑑み、土地問題に関する基本的政策方針の確立を図り、行政の施策の総合的一貫性を確保するとともに、国民の土地所有、土地利用、土地取引等に関する規範を形成する。

(社)

第一条 法の主旨

この法律は、近年、わが国における土地取引、価格動向が国民生活の基盤を危

土地政策の原則

(第二 土地の社会的性格)

(社)

うくし、及び国民経済に著しい弊害を与えていた現状並びにそれに起因し国土自然環境及び都市環境が著しく悪化している状況に鑑み、土地問題に関する基本的政策方針の確立を図り、もって行政の施策の総合的一貫性を確保するとともに、個人、法人を問わず国民の土地所有、土地利用、権利の移転等に関する規範の統一的認識を形成し、わが国の土地の運営が国民生活の向上と国民経済の健全な発展に資するよう定められるものである。

(公)

この法律は、土地が国民の社会的、經濟的及び文化的活動のために不可欠な基盤であるとともに、国民のための有限な資源であり、公共の福祉のために有効に活用されるべきものであることにかんがみ、土地に関する國、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、國及び地方公共団体の土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地対策の総合的かつ強力な推進を図り適正な土地利用の早期実現を行ない、もつて国民生活の安定向上に寄与することを目的とすること。

(社)

第二条 土地の社会的性格

- (一) 土地は、國土であり、全國民的な管理に基づき、永久かつ健全に保全されるべき自然環境であること、(二)國民全体の限られた貴重な社会的資源であり、國民生活にとって不可欠な居住空間であるとともに、適切な土地のもとで合理的な生産活動を可能にする生産空間である。

(三) 何人も土地にかかる使用、収益、処分権の行使において國民全体の福祉に反する行為を行つてはならず、土地にかかる私権の制限は、日本國憲法第二十五条の趣旨に基づく限り、日本國憲法第二十九条の精神に反しない。

(第三条 土地の国民管理と運営指針)

(社)

土地は、國民全体の限られた貴重な社会的資源、自然環境であり、生活空間である。土地は全國民によって運営されなければならない。その運営に当たつて政府及び國民は、次ぎの諸項を統一した認識とする。

- (一) 土地の運営は社会的に公正なものでなければならない。土地に対する私有権は、國民の名のもとに、國民福祉を目的として公共によって一定の制限を受ける。(二) 土地によって享受される利益は、國民の生活と經濟を阻害するものであつて

はならず、土地によって享受される収益は、適正に社会に還元されなければならない。

(三) 土地はその所有よりも利用を中心と

して社会的に有効に活用されなければならぬ。

ならず、何人も、土地を投機の対象としてはならない。

(四) 土地の利用に当たっては、全国土的な

均衡的利用とその自然的形状に応じた

利用に当たっては、全国土的な

総則では、「土地の所有権は社会的に有効

に利用、供用しなければならない義務を伴う」

政策目標として次の三つの原則を掲げだ

い。

その第一は、憲法の理念にのつとり、国民

の生活基盤、産業活動の基盤としての国土の

総合的な有効利用と、自然環境および土地財

産権との調整の原則を示すことである。

第二は、民間エネルギーを秩序を保ちなが

ら集中的、効率的に、発揚するための、総合

的な有効利用の計画の作成と実施に関する

公共と民間それぞれの役割分担について、原

則的な考え方を明らかにすることである。

第三は、土地政策実現のための国および地

方公共団体の責務および土地権利者の責務

を一般的にうたうことである。

(公)

二、土地対策の推進に関する基本原則

1 土地対策は、公共の福祉を確保するた

め、私権の適正な制限のもとに、土地の有

効利用を図ることを旨として行なうもの

とすること。

2 土地の売買等による利益のうち適正な

限度を超える利益は、土地の公共性にかん

がみ、社会に還元されなければならないも

のとすること。

(社)

〈国民の権利〉

(第三 土地の国民管理と運営指針)

土地の国民的管理の原則を明らかにす

るとともに、その運営の基本指針に関す

る国民的合意を形成する。その指針は以

下とする。①土地の運営は、社会的に公

正なものでなくてはならず、土地に対す

る私有権は、国民の名のもとに、国民福

祉を目的として、公共によって一定の制限を受け

る。

(社)

第四条 国民の権利と協力

(一) 国民は、生活空間として社会的に

土地のもつ機能の有益性を享受する

権利をもち、土地を所有し、利用す

る権利を有する。

(二) 国民の土地に対する権利は、国民

の名のもとに、国民福祉を目的とし

て、公共によって一定の制限を受け

る。

第五条 法人の権利と責任

(一) 法人は、生産空間として、適切な

立地のもとで合理的な生産活動を行

うため、土地を所有し、利用する権

のであつてはならず、その収益は適正に

社会に還元されなければならない、(3)土

地は、その所有よりも利用を中心として

社会的に有効に活用されなければならない

ず、何人も、土地を投機の対象としては

ならない。(4)土地の利用に当たっては、

全国土的な均衡的利用とその自然的形狀

に応じた良好な保全に留意し、国民生活

と経済・文化の向上に資するよう適切に

運営され、子孫に健全に継承されなけれ

ばならない、(5)土地にかかる権利ある

いはその制限、情報は国民等しく平等に

保障され、国民は土地利用に参画する権

利をもつ。

利を有する。

ならない。

(二) 法人は、土地を投機の対象として

はならず、法人は所有、活用する土地を健全な生産活動に適切に利用し、かつその利用に当たっては地域の発展と環境の保全に留意しなけれ

(社) 第九条 土地の運営とその付託(一) 土地の運営は、全国民的

地の利用は、当該地域の住民の意志を反映し、当該地域の良好な環境を形成しうるよう市町村を中心として運営されることを明記するとともに、住区を含めた土地利用計画の再形成をはかる。

の発展と環境の保全に留意しなければならない。

(社) 土地は、その所有よりも社会的に

國民は、国及び地方公共団体が実施する土地対策に協力するとともに、自ら選んで公共の福祉に適合するよう土地の利用等に努めなければならぬこと。

(二) 地方公共団体並びに政府は、議会をもつとともに、その権利の一部を土地委員会及び地方公共団体並びに政府に付託することができる。

住民の権限と責務についての原則

^国・自治体の責任^

三、國、地方公共団体等の責務

1 国及び地方公共団体は、国民生活の安定と国民経済の健全な発展を図るために、土地に関する総合的な施策を策定す

(一) 政府は、国民の付託を受け、土地の運営が社会的に公正であり、第二

し、及びこれを実施する責務を有すること。

項、第三項の主旨に合致して運営されるよう適切な施策を講じなくてはならない。

(読) ③国、地方自治体の権限と責務についての原則

(二) 政府は、国民の土地に対する私権を制限する旨につては、その目的

土地利用計画

(第五) 利用中心の土地政策

とともに、その制限が国民全体にとつて公正であるよう留意しなければ

(社) 土地は、その所有よりも社会的に有効で適切な利用を中心として運営され、土

き行われ、土地価格の安定に貢献するよう配慮されなければならない。

(一) 土地の取引は

(三) 土地の利用は、計画的に行われなければならず、市町村からの積み上げに基づき土地利用計画を策定するものとする。

(社) (一) 土地の取引は社会的に公正なものでなくてはならない。土地取引の価格及び取引後の利用については一般的に公共によつて制限される。

(二) 公共機関がかかる土地取引にお

(讀)

(公)

(二) 政府は、国民の土地に対する私権を制限するに当たっては、その目的が国民全体の福祉の向上に合致するとともに、その制限が国民全体によ

(社)

利用計画

(二) 公共機関がかかる土地取引においては、その価格は公的評価に基づき行われ、土地価格の安定に貢献す
的に公共によつて制限される。

第十三条 土地の供給

(一) 政府及び地方公共団体は、国民に

対し良好な生活空間として土地の供

給を適切に行うとともにその健全な

価格の維持に努めなければならな

い。

(二) 土地の供給にかかるものは、そ

の土地の適切な利用と良好な保全に

留意するとともに、適正な利益を超

える利潤をえてはならない。

(三) 金融を業とするものは、土地にか

かわる融資について、その価格、利

用計画、環境保全等に留意しなけれ

ばならない。

第十五条 公有地の拡大

(社) (公)

政府及び地方公共団体は、国民に

生活空間及び生活施設を的確に供給

し、かつ適正な土地価格を保障する。

四、土地利用計画の策定

1 土地の有効かつ適切な利用を図るた

め、実効性のある土地利用計画を定め

るものとすること。

2 土地利用計画を定めるに当つては、

自然環境の保全に十分配慮するものと

すること。

3 土地利用計画を定めるに当たつて

は、関係住民の意見が反映されるよう

に十分配慮するものとすること。

五、土地利用促進のための措置

国及び地方公共団体は、土地の有効

利用を促進するため、積極的に税制上、

財政上及び金融上の措置を講ずるもの

とすること。

2 土地利用に関する紛争を迅速に処理

するため、必要な救済手続きを整備す

るものとすること。

六、土地供給の促進

1 海水面の埋め立てによる土地の供給

を強力に推進するものとすること。

2 土地の公共性にかんがみ、遊休土地

の積極的利用を促進するものとするこ

と。ただし、目的用途に供することを

厳守させるものとすること。

3 國、地方公共団体等は、國公有地等

の処分等に当たつては、地方公共団体

等を優先的に取り扱うものとするこ

と。ただし、目的用途に供することを

厳守させるものとすること。

4 國、地方公共団体等は、國公有地等

の処分等については、地価の高騰を助

長することのないよう十分配慮しなけ

ればならないものとすること。

5 國、地方公共団体等は、國公有地等

を公営住宅の建設、公園その他の公共

施設の用に供するために使用させる場

合には、その使用の対価の全部又は一

部を免除することができるものとする

こと。

(公)

(読)

国及び地方公共団体は、土地の有効利

用を図るため、民間活力を導入する場合

には、その対象範囲、官民の役割分担等

を定めて、民間活力の適正かつ有効な活

用に努めなければならないこと。

八、土地の有効利用のための民間活力の

導入

〈土地行政一元化〉

(第四) 土地委員会

土地の運営は、全国民の参加のもとに
行なわれ、国民は、土地の運営に直接参
画する権利をもつとともに、その権利の
一部を土地委員会及び地方公共団体並び
に政府に付託することができる、として
運営を土地委員会と地方公共団体に付託
することを明らかにする。土地委員会は、
市町村単位で設置され、住民参加に基づ
き選出する。これは、事務については市
町村等が行うが、その事務の基準や最終的
な決定権は正指示等の権限をもつ行政
委員会である。

(第九) 土地・住宅省

土地委員会とともに、土地にかかる
行政の統一的総合的施策の推進及び別に
定める国民の住生活向上のための総合的
住宅政策（住宅保障法に基づく）の推進
のため、政府に土地・住宅省を設置する。

第十七条 土地委員会

(一) 中央及び地方に土地委員会を置
く。
(二) 土地委員会は、土地利用、土地評
価及び土地取引の適否等に関し、政

(公)

十二、土地行政に関する組織の整備等
國及び地方公共団体は、土地に関する

府並びに地方公共団体等が行なう事
務・施策に対し、審議、審査を行な
い、勧告・指示できるものとする。

(三) 土地利用、土地評価及び土地取引
の適否の一般的基準は、中央土地委
員会がこれを定め、その適否等の具
体的審査と権限は、市町村土地委員
会が有する。

(四) 都道府県及び中央土地委員会は、
市町村及び都道府県土地委員会の要
請にもとづき、調整にあたるととも
に、市町村土地委員会に意見を述べ
る権限をもつ。

(五) 土地委員会の委員は、おのおの國
民の参加に基づき選出する。

(六) 土地委員会の組織及び運営に関し
必要な事項は、別途法律で定める。

(一) 土地にかかる行政の統一的総合
的施策の推進及び別に定める国民の
住生活向上のための総合的住宅政策
(住宅保障法に基づく)の推進のた
め、政府に土地・住宅省を設置する。

(二) 中央土地委員会の事務は、土地、
住宅省がこれを行う。

(社)

(社)

(社)

(読) ⑨ 土地行政組織一元化のための方向づけ

施策を講ずるにつき、相協力するととも
に、土地行政に関する組織の一元化を図
る等行政組織の整備及び行政運営の改善
に努めるものとすること。

韓国の総選挙結果について（談話）

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、わが党は、土井委員長の訪韓をはじめ韓国国民との交流を深め、南北朝鮮の自主的平和統一のために努力したい。

一、二六日の韓国総選挙で与党、民主正義党は過半数をとることができず、平和民主党、統一民主党、新民主共和党が躍進した。これは、韓国の民主化の一層の推進と政治変化を求める韓国国民の声が選挙に反映された結果だと思われる。

一、この選挙の結果、今後韓国の政局は複雑になり不安定な様相を見せると思われるが、盧泰愚政権は、平和民主党や統一民主党をはじめとする韓国国民の強い要望に応え、今後とも「六・二九宣言」の精神に沿い、国民和合と発展に尽力されるとともに、南北の緊張緩和のためにイニシアチブを発揮されることを期待してやまない。



編集後記

政策資料編集委員會

會計監查	兼事務局長	編集委員長
佐藤敬治	温井寛美	岩垂寿喜男
佐間田勝美	押田三郎	伊藤茂
矢田部	村沢田理	細谷治嘉
久保牧	中村亘	小野信一
水田稔	中恒利	小林恒人
田茂	中利人	河上恒人
中	恒人	清水雄
恒	人	戸田雄
利		永井菊
人		安田修
		志苦裕
		安恒良
		瀬尾忠
		博
前	民雄	上原康助
助	勇	仰

自民党税制調査会の抜本改革論議がヤマ場を迎えていた。自民党税調における論議は毎日の新聞、テレビの主要なニュースになつてゐるが、政府税調の論議とは比較にならないウェイトで話題となる構造は異常である。党税調が決定的な力をもつとはいうものの、自民党という一政党が税制改革論議を独占する政治構造は一日も早く打破しなくてはならぬ▼その自民党税調に果たして明確な税制改革の理念、目標があるのだろうか。四月末に発表された「税制抜本改革に関する基本方針」を見る限り、高齢化社会の到来や経済・社会の国際化に備えて「税制の抜本的改革は喫緊の課題である」と述べるだけである。確かに、税制全般にわたり公平、簡素等の見地から根本的な見直しを行ない、国民の税に対する不公平感を払拭する、とは指摘している▼だが、連休後の税制論議は「まず最初に大型間接税ありき」という政治的意図のみが目立ち、不極めて不十分であつたが、党税調はそれをさらにネグレクトする。政府税調が所得税における不公平税制として見直しを提起した医師府税調の「中間答申」における不公平は正も極めて不公平税制の是正は後退につぐ後退である。政

どについては、消したり、活かしたりの混乱ぶりである▼法人税はもつと極端である。政府税調は法人税の基本税率を四二%から三七・五%に引き下げるかわりに、限定的ながらも企業優遇税制の是正を答申している。ところが自民党税調は、基本税率は同様に引き下げるものの、配当軽課税率の段階的廃止、受取配当金の益金不算入割合の縮小、賞与引当金の廃止、外国税額控除枠の縮小など、政府税調答申の不公平は正はすべて見送りの方に向にある。党的基本方針に掲げた「不公平感の払拭」とは余りの違いである▼他方で、自民党税調は所得税・住民税などの五兆円規模(平年度)の減税を強調する。狙いは大型間接税の導入を優先させるためのエサである。だが、社会党の試算によれば、大型間接税の税率を五%とした場合、勤労者の八〇%を占める年収六五〇万円以下の中低所得者はすべて増税となる。まして高齢者や非納税者が超過負担となる大型間接税の逆進性はどのような手立てをしても解消するものではない▼自民党税調の最終結論は六月中旬になる見通しだ。四〇年ぶりの抜本税制改革という売り込みにしては余りに党利党略が目立つ税制改革論議である。

(N)

「政策資料」 購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五〇円
年間購読料 四二〇〇円 (前納)
ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-80821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1988年6月1日発行
政策資料第261号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 伊藤茂
発行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4
定価 300円 (送料 50円)
